

平成28年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成28年12月7日 午前10時00分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長 寿 応 援 課 長 兼	
福 祉 こ ど も 課 長	山 口 利 春
農 業 政 策 課 長 兼	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	鈴 木 貴 司

水道課長
教育委員会事務局長

河原井 明
五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長
主任書記
書記

阿久津 雅 志
松 崎 英 明
市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年12月7日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人11名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じます。

一般質問

○議長（小林祥宏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 通告に従いまして、1番藤咲芙美子、3点の質問を行います。

まず初めに、甲状腺エコー検査の件でお伺いいたします。

今年私の要望に応じていただく形で、当町で甲状腺エコー検査を実施したことに対して該当者からお礼の言葉がありました。私からも町長初め町の担当された皆さんに感謝をしたいと思います。

現在、エコー検査を希望している人は3,026人のうち567人だといえます。そのうち181人が実際に検査を受け、異常なしの人が98人、経過観察と言われた人が75人、このうち8人が念のための二次検査が必要と言われました。5人の方が検査をしました結果、異常なしが2人、経過観察が3人ということです。残りの3人はこれから行うということでした。異常ありはゼロでした。このことは、放射能被曝の問題ですから継続的な検査が必要なことは言うまでもありません。

そこで、私はこの検査の2回目も行うよう町長をお願いをしたいと思うと同時に、今年度1回目の検査についてお聞きいたします。

まず、対象者が震災時ゼロ歳から18歳の当時町に在住していたのは3,026人ですが、そのうち申請者は567人であり、その割合は18%にとどまっています。通知の方法はどのようにしたのか、もっと増やそうという考えはありますか。

こういう放射能の低線量被曝にかかわる検査の場合、保護者を対象にした事前の教育が必要と思いますが、そういう研修や講習は行ったのでしょうか。また、希望者の567人のうち検査が終わったのがまだ181人です。残りの386人の方の検査のスケジュールは町として把握していますか。検査実施の保障はあるのでしょうか。

甲状腺エコー検査の実施について3月の定例会での私の質問に対し町長は、100%の交付税措置が確認されればという答弁でした。私は、この検査は交付金のあるなしにかかわらず町として実施するべきだと思っています。

私が今年の11月17日、総務省の担当者とお会いし話を伺ってきたとき、復興特別交付税

は時期が延期され、32年度までとなっています。今回私が総務省からいただいた回答によると、子供の生活支援にかかる震災復興特別交付税について城里町は特定被災地方公共団体に該当するが、29年度については来年3月あたりに省令で決定するとのことでした。省令でエコー検査が対象となれば交付税は出るということです。

参考のために申し添えます。ここで判明しましたのであとは町から国へ要望を届けていただき、ぜひ2回目の実施をお願いしたいと思います。

1回目の質問です。答弁お願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答をさせていただきます。

甲状腺エコー検査につきましては、現在567名の申請がございました。通知の方法はどのようにということですが、個別に対象者に手紙を送りまして希望のあるなしを確認をしております。通知の方法としましては、ホームページに載せるとか、広報紙に載せるとか、それから個別に手紙を送るという幾つかの方法がありますが、個別に手紙を送るのが最も親切な通知の方法ですので、そういった通知の方法をとったということがございます。

研修等を行っているかということですが、研修等は行っておりませんが、研修も住民向けではなくて、担当者、あるいはその関係者向けの研修は行っているところですが、住民からの問い合わせに対しては、研修を受けた職員が丁寧に質問等に答えて対応するようにしております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 答弁がまだされてません。もっとふやそうという考えはあるのかということと、保護者対象の事前教育の説明はどうするのかと、それからスケジュール、386人がまだ行っていないそのスケジュールは把握していますか。その辺をお答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今後のスケジュールですが、検査の受付期間は2月28日まで、それから受診期間は3月31日までとなっておりますので、その予約のとり方は各自申請者が自分の都合のいい時期に都合のいい診療機関で受けてくださいということで、個々人にお任せしておりますので、町として一人一人がいつ受けるかといったところの把握まではしていないというところでございます。

また、増やそうとする考えはないのかということですが、先ほど申し上げましたように町としましては一番親切な方法でのお知らせをもう既に一度行っておりますので、何度も何度も通知を送ったりということは今のところは考えていないというところでございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） わかりました。

今回の検査で実際に受けた人は181人です。その181人のうち実に75人、41%の人が経過観察という診断を受けています。これは非常に多い割合だと思います。繰り返しますが、事は放射能内部被曝の問題です。この検査で異常なしと診断された人が2回目の検査でも異常なしと診断される保障は全くないと思います。恐らく多くのお母さん方の気持ちはまだまだ安心できるところにはないと思います。

先ほども申し上げたとおり、国の担当者も平成32年度まで復興特別交付税が延長され、言うまでもなく城里町は特定被災地方公共団体の指定になっています。したがって、当町がこういう条件を有利に働かせないことはありません。そういう当該地にあるわけですから、当町が直接国の担当課にお話を伺うのは何の問題もあるわけではありません。国からは先ほどのように答弁をいただいております。ぜひ城里町として財政的な状態を訴えつつ特別交付税の措置がなされるよう交渉していただきたいと思います。そういう約束はしていただけますか。答弁お願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

甲状腺エコー検査2回目の検査ということでございますが、まだ1回目終了していない段階ですので、この段階で2回目の実施に向けて具体的に何か動くというのは早いのかなというふうに思っております。まずは1回目が終わるところを見届けてから次のことを考えたいというふうに思っております。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 3月までの1回目の全部終わってから検討してからというまただおくれてしまって1回で終わっていいのではないかなというようなことになります。なぜ2回目の検査が必要なのかということ先ほど2回目の質問でも申し述べました。

3回目の質問でどのような形をとっていくのか、どのように検討していただけるのか質問したいと思います。

実際に申請したのは、対象者3,026人中567人です。受検したのは181人ですから残り386人はまだ受けておりません。この386人のスケジュールは町で把握しているのでしょうか。実施の保障はあるのでしょうか。まだ申請していない人の中には保護者の都合で受けたく

でも受けられない人もいるでしょう。仕事の都合とか交通の便がなくて連れて行くことが困難などもあると思われます。そういう人の場合、学校単位でバスで行くことも考えられるのではないのでしょうか。私が国からお聞きしたときには、交通費も通信費も申請すれば国が助成するということでした。今回の残りの人の際にも交付税措置はできないのでしょうか。確認をする必要があると思います。これまで交通費や通信費の確認はしていますか。お聞きします。

私はこの町で自己負担なしでエコー検査を行ったことは大きな一歩と思っています。この一歩を活かすために5年が経過したこれからこそが2回目の検査が必要なのです。

チェルノブイリ事故では5年目から異常が多くなっています。お母さんたちのさらなる安心のためにも検査は必要です。検査を継続してこそ安心、安全かどうかを実証され、初めて安心といえるのではないのでしょうか。1回目だけの検査での安全性は希薄です。実際75人の人は経過観察になっています。つまり異常なしではありません。確かに放射線被曝についていろいろな立場からの意見もあるかと思えます。しかし、30年前のチェルノブイリ事故後の子供の甲状腺がんの発症状況を見ると、被曝との因果関係がないから検査をしなくてもよいとは思えません。そういった事前の教育、説明がどうしても必要です。その上で保護者が判断するということが大切です。

一方的な判断で町が行わないというのは私の立場からすると間違っています。ぜひ行ってください。答弁お願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

甲状腺のエコー検査に関する交通費等も交付税措置があるというのは存じております。集団で受けることも交付税措置になるということも存じておりますが、一方で実際に集団検診を受けてくれるお医者さんが一体どこにいらっしゃるのか、そういったお医者さんの確保も考えなければいけないですし、そういった課題もございます。

また、今行っている城里町の方式は、それぞれ自分の都合のいい日時に自分が望む医療機関でエコー検査を受けられるということで、非常に親切な制度になっていると思いますので、その点もぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。個人にお任せするというような形になると思うんですけども、国では交通費も通信費も申請すれば全部全額措置しますということを行っていますので、その件のことよろしく含みをいただきまして検討していただきたいと思えます。

先ほど3回目にも言いました。子供さんたち、お母さんたちはなかなか困難なこともあ

るということなので、そこら辺も含んで措置していただきたいと思っております。

では、2つ目の質問、広報しろさとを全ての町民、世帯に配る問題について質問をいたします。

現在町内には7,000余りの世帯があります。毎月発行している広報しろさととは、自治会、町内会に加入している世帯しか配布していないと聞きます。なぜか私はその理由が理解できません。

以前常北町時代に一時期未加入世帯に対し広報紙を郵送していたこともありました。それをとめた理由について私は財政的な事情があるからと聞いています。財政的な事情だと言われればそれは一つの理由だと思います。1通82円の切手を貼っての郵送は確かにお金もかかります。しかし、お金がかかるからといって全町民に知らせるべき広報を町の都合で配らないのはいかがなものかと思えます。

私が以前に聞いたところ、町内会、自治会に入ってもらうための措置だというような返事をいただいたことがありました。それではまるで町内会、自治会に入らないことへの報復のような扱いに見えます。町内会、自治会に入っていようがいまいが平等に全ての世帯に配るのが町の役割ではないのでしょうか。そこで差別してはならないというのは、法にも書かれているのではないのでしょうか。

もし配らないことによって町内会、自治会への加入を促すということであれば、城里町が誕生して10年目の間、配らないことで町内会、自治会に新たに加入した人、世帯はどのくらいいましたか。その策が功を奏したのでしょうか。お聞きいたします。

町内会、自治会に入っていない、退会したという人の事情はさまざまだと思います。高齢になって若い人たちに迷惑をかけたくないという人もいます。そういう世帯には広報紙が今後もないのです。あるいはその人にとって生涯広報しろさとを見ることもないかもしれません。今全戸に配られる広報紙にはホロルの湯の優待券があります。このことによって町民はホロルの湯の利用がしやすくなり、喜ばれています。広報紙の平等を確保することでこれをなくす、元通りにするというのは町民の意向を無視したものでやってはなりません。優待券はいわば金券に匹敵するものです。しかし、町内会、自治会未加入者にはそれがありません。つまり高齢だから町内会はやめるといった人、何らかの事情で町内会、自治会を退会した人は町から金銭的にも不利益を受けるのです。広報紙そのものは役場や支所、公民館、スーパーなどで入手し、読むことはできます。しかし、それでも不利益は避けられません。そこまで行くには困難な人もいます。平等、公平を建前とする自治体がやるべきことではありません。

町の責任として全世帯に広報紙を届ける必要があると思いますが、例えば用務員の方にお問い合わせすることやボランティアの方を募るのも方法だと思います。いかがでしょうか。お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

広報紙を全世帯に配布すべきではないかという質問ということですが、仮に全ての広報紙を郵送で送った場合、1世帯当たり年間約2,000円の郵送費がかかりまして、予算としては1,480万円の予算を広報しろさとの郵送費だけで要するというので、非常に大きな郵送費の負担が発生してしまいますので、やはり郵送するというのは現実的ではないのかなというふうに思っております。

また、自治会におきましては、清掃活動ですとか、ごみ集積所をきれいにしたりとか、さまざまなボランティア活動を行っていて、ぜひその自治会加入者に何か優遇措置がほしいという、自治会に加入している方からのご意見もごございます。そういった中で、自治会を活用した広報紙の配布というのは、適切であるというふうに考えております。

茨城県内全体を見ましても7割強の自治体が自治会を利用して広報紙の配布を行っておりますので、多くの自治体でも同じ判断をしているのではないかとこのように思います。

ご提案をいただきましたボランティアを募って広報紙がない世帯にボランティアが届けるといご提案については、非常に前向きなご提案ですので、ぜひ考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今の1番目の質問で、10年間の間自治会、町内会を脱退、退会した人が広報紙を配らないことによって私広報紙配ってほしいから入ってほしいわ、入りたいわというような人は聞いてますか、町では。いるんでしょうか。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。広報紙をもらうために自治会に再加入したというような具体的な事例というのは申しわけないですが、承知しておりません。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。

では、このまま続けるということだと思っておりますけれども、町長の今の答弁には納得いきません。1世帯というか、全世帯に配ったときに郵送したときに1,480万と言いました。私は全世帯に郵送しなさいとは言っておりません。今配られていない人たち、退会した人たちに対して何か手だてを考えてはどうかと、自治会に入っている人には自治会に届けられると、自治会から各個人に届けられているというのは存じておりますので、それを続け

た上でのことでしたので、そういう答弁はちょっと驚きました。

2回目の質問に入ります。

自治会に入会しない、入りたくない事情の方もいるでしょう。今まで入っていたのに町内会ごと退会したところもあると聞きます。住民の事情もあると思います。広報紙については全町民への配布が必要と思われます。高齢で自治会活動困難な人は、町の情報も入らず孤立化を広げているのではないかと胸を痛めております。自治会に加入か未加入かということと広報紙の配布は別です。分けて考えなければなりません。広報紙を配らないことでこの10年間加入した実績はないということですので、町内会、自治会があった地域が地域ごと抜けたところがありますけれども、そういう地域に広報紙をそのまま配らないで勝手に取りに来てくださいというのか、そういう地域の町からの連絡事項などはどのように対処をしているのでしょうか。お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

全世帯郵送ではなくて自治会未加入者だけ郵送でどうかということだと思っております、その場合約年間350万円ぐらいの郵送費がかかるというふうに試算をされております。自治会未加入者だけに郵送ということだと大分郵送費が安くなるんですが、逆に言うと別の意味での不平等が生じてしましまして、自治会に加入してない人の便宜を図るために350万円の新しい事業を興すということになるので、逆に自治会に加入している人からは逆の意味では不満が出てきてしまうのではないかとというふうに思います。逆に自治会に加入しなくてもやめれば郵送で自分のところに届くということであると、今でさえ自治会加入者が減っている中で、自治会へ加入する意欲がさらに減ってしまうのではないかと心配するところでもございます。

高齢者などでどうしても自分で取りに行けない人がいてそういう方に広報紙を届けてほしいとそういったご趣旨も理解できるのですが、先ほど藤咲議員、ボランティアで届けてはどうかというようにお話がありましたけれども、そういった財政負担をかけずにボランティアの手によって高齢のお年寄りの人などに広報紙を届けるというそういうことであれば一考すべきご提案かなというふうに思っております。

○1番（藤咲芙美子君） ちょっと答弁漏れています。退会した地域、かなり大きく退会したところがあるんですけれども、そういうところへのいろいろな町からの連絡事項などはどのようにされているんですか。処理はどのようにしていますかというようなことを質問しました。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 自治会加入されてない方へのお知らせとしてはちょっと繰り返

しになってしまうんですが、町のホームページや、あるいは公共機関やコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどに置いてある広報紙等を受け取っていただいて情報を得ていただくということが基本になりますが、それ以外に先ほど甲状腺検査のように特定の人に絶対使えなければいけない情報に関しては、個別に手紙が行っておりますので、行政上はどうしても必須の情報は個別通知で行って、イベント情報とかニュースとかそういったことは広報紙でお知らせするということですので、そういった使い分けをしているところでございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） スーパーとか役場とか取りに来られる方にはそういうこともいいと思うんですけども、まずなかなか歩けない、足がなくてとか、交通の便が不便で取りに行けないとか、なかなか買い物も不便なんだよとかというようなそういう人たちにはこれからもし自治会加入してなければ本当に届かないわけですよ。そのままでは町としてはよくないのではないかと思いますので、何とか対策を考えて届けていただきたいなと思っております。

3回目の質問ですけれども、第三種の郵送で安価に送付できる方法も考えられますけれども、そういう方法を具体的に検討はされたことはあるのでしょうか。また、健康検査の案内や報告について町内会未加入者についても行っていると思いますが、その方法を広報紙の配布にも応用できないかと思います。さらにこの町で積極的な役割を果たしているボランティアの方々もお願いするという方法も一つの方法です。先ほどボランティアでは少し考えていきたいというお返事をいただいておりますので、何とかして対策を考えていただければよいかと思っています。とにかく広報紙というのは、町が責任を持って全世帯に配るのが役目だと思っておりますので、お願いいたします。答弁お願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。すみません、繰り返しになってしまって申しわけないのですが、自治会の方々が無料で配っていただけておりますので、逆に未加入の方だけに税金を使って届けるというのは、逆の意味での不平等がまた生じてしまいますので、なかなかそのお金をかけて郵送するというのは難しいのかなというふうに思っております。

検討したことはということですが、今回実際に郵送した場合いくらかかるかというのを試算してみたところでございます。ぜひ城里町のあるべき姿として、何でも税金を使ってサービスを提供するというのではなくて、そういったお年寄りがいたら誰か善意のあるボランティアの方が名乗り出てきてその方が届けてあげると、そういう城里町であってほしいと思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ぜひ検討していただきたいと思います。

3 つ目の質問、町民からの情報提供の扱い及び町民の保護、プライバシーの件について伺います。

町民は日々の暮らしの中で困りごとが生じるのは当然なことです。そうした場合、その解決策を役場に相談することがあると思います。いわゆる困りごと相談、苦情の相談は、いわば役場が町民の暮らしの中で公正で公平な解決策を示してくれるのではないかとという町民の期待感のあらわれではないかと思います。

私は、役場の職員の皆さんは行政のプロだと思っております。そういった町民からの相談や訴えの中に例えばごみの問題、においや騒音の問題、道路が壊れている、住宅の問題など獣の出没など多種多様に及ぶものと考えられます。時には町内の放送で徘徊者探索の協力を訴えることもあります。あるいはどうしても暮らしが成り立たなくて役場に救いを求めるという個人的な相談をされる方もあると思います。このように密接なつながりを持つ町と町民とですが、町が町民の苦情や訴えにどのように対応するのかが問われていると思います。信頼を強めるのか弱めるのかその対応で分かれると思います。

例えばこのような事例がありました。町民の方があるところで業者らしき車が何かを投棄しているという通報を役場にしました。そのときの電話でその通報者は役場から名前と住所を聞かれたそうです。通報をしたその方は不思議に思ってなぜ名前や住所を聞くのかと問い返しました。そしたらその相手の業者にあなたの名前を伝えると答えたそうです。私はそれを聞いて信じられない思いがしました。業者を知っていてそういう事実を把握しているのなら、まずそのことを通報してきた町民にそのことを伝え、安心してもらおうというのが筋ではないかと思いました。もしくは役場として事実を確かめるべく現場に赴き、その上で適切に対処するのが役場の役割だと考えています。

町は、町民の福祉の増進を図ることを最大の目的として運営されています。地域環境が悪化するのではないかと心配して電話した町民の名が明かされ、ひいてはその業者関係と思われる者から危害を加えられるのではないかという思いを味わったそうです。

2004年に公益通報者保護制度が発足しました。企業などの不正を内部告発した人を解雇や降格といった不利益な扱いから守る制度です。内部告発者保護法と言われています。12月5日の新聞によりますと、政府もこの法律の適用範囲を拡大する方針だとのこと。企業や官庁において内部告発者に対してそのような保護制度があるにもかかわらず、町内の事象を内部告発でもない一町民が通報したことで名前が相手の業者に通報され、身の危険を感じるという事態があっただけではないのでしょうか。

1 回目の質問お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。個人情報の保護に関するご質問ということで、お答えをさせていただきます。

行政におきましては、業務上さまざまな個人情報を取り扱うこととなりますが、得られた個人情報については守秘をするということで、地方公務員法第34条に規定される守秘義務を重視することは基本中の基本であり、城里町個人情報保護条例にも制定しておりますので、各職員等には初任者研修を初めその他の研修機会にこうした保護条例等への理解を深め、指導徹底を図り、職務上の秘密保持に努めてまいります。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 町長の考えをちょっと現状ではなく条例ではなく、町長の考えをお聞きしたかったので、2回目に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

2回目の質問いたします。

告発者、通報者が恐怖心に陥ることは、町民の役場に対する信頼感のあらわれなのです。町民の人権やプライバシーの点でも私は大変な危惧を抱いています。それは生活上の相談を役場にしたら翌日に民生委員がその方の家に来て役場しか知らない家庭内のことを強い口調で根掘り葉掘り聞いていったそうです。なぜそういったプライバシーが流されるのか、その人は憤慨していました。

また、困りごと相談の中身が隣近所に知れ渡っているという話も聞きました。もう絶対相談なんか行かないとその人は怒っているそうです。そのような事実は町民と役場との信頼関係を損なわせるものです。守秘義務と守秘義務を遵守すること、それが今特に必要だと思います。そのことは町民と役場との信頼関係の強化に役立つのではないのでしょうか。町長の考えはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

町民の皆様からいただきました情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護条例等につきまして職員等は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないことになっており、このことについて厳重に周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中でございました不法投棄に関する取り扱い状況、それから民生委員に関することに関しましては、それぞれ町民課長、それから福祉こども課長から現在の状況について答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） 町民課長柳橋司朗君。

〔町民課長柳橋司朗君登壇〕

○町民課長（柳橋司朗君） 1 番藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

現在私の知り得るところでその苦情があった場合に相手のお名前、住所などを聞くことはございます。ですが、それは後の連絡のためとか、状況確認のためにもう一度電話をかける必要がある場合に限りまして、相手方にその情報を伝えるといったことは今まで一度もなかったというふうに確信しております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 長寿応援課長兼福祉こども課長山口利春君。

〔長寿応援課長兼福祉こども課長山口利春君登壇〕

○長寿応援課長兼福祉こども課長（山口利春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民生委員に関しましては、民生委員規程に基づきましていろいろ仕事を常日ごろやっております。今回ご質問をいただきました件につきましては、生活保護の申請が提出されたことによりまして、私たち福祉こども課の依頼により民生委員がご自宅に行っている調査をした結果でございます。町民課長が申しましたとおり個人情報につきましては、口外することがないよう指示はしておりますし、民生委員もちゃんとそのことについてはきちんと守っているという認識を私たちはしております。もしこのようなことが起きたとすれば、また民生委員会のほうの総会とかにおいて私のほうから厳重に話をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲英美子君。

〔1 番藤咲英美子君登壇〕

○1 番（藤咲英美子君） 担当課の方からお答えいただきましたけれども、私は名前を聞いてどうなのかとか、それから民生委員がどうのこうのというよりも、その守秘義務をどのように守られているのか、やはり職員全員にもう少しきちんとやってほしいなと思うことでは、これは私はこのことではなくて、守秘義務をきちんと守ってほしいと、何でプライバシーが守れないのかということをお聞きしたかったことだったので、そのことでひとり言うことではないと思っています。ですので、全体的にきちんと守ってほしいということをお聞きしたかったということです。

3 回目の質問になりますけれども、言うまでもなく公務員には厳しい守秘義務が課されています。住民からの情報提供や住民個々のプライバシーの保護や個人の尊重を守ることについて町はどのように対応しているのでしょうか。町内で不当と思われる行為を目撃した町民が町に通報したとき、通報した町民が不利益を被るようなことがあってはいいのでしょうか。そんなことが許されていいのでしょうか。お聞きいたします。そういう通報や告発に対する対応のマニュアルはあるのでしょうか。なければこれからつくる考えはありますか。

町は本来住民を守らなければならないということです。守り保護する義務があります。

さきのように告発者が恐怖心に陥る事態をつくってはならない実態が生じました。そのことについて町長の考えをお聞きします。

町民が目撃し、それを正しく対処してほしいと思って電話をしたらそのように扱われたということですので、これではまるで通報した人が不利益になる扱いです。法律で企業や官庁の人は守られているのに一般の町民は名前を相手に知らされる、これは今の民主主義の世の中で許されることなんでしょうか。私は事実を申し上げます。そういうことはあってはならないと申し上げます。

最後に申し上げます。

マニュアル、要綱をつくって町民保護の考えを徹底してほしいのですが、町長の答弁をお聞きいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

傍聴人1名を許可いたしました。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

個人情報の保護についてさらに周知徹底を図るために何らかの通知等を出して職員への啓発を図りたいというふうに思っております。

また、城里町今日目安箱がありますけれども、そういったところに匿名でこういうことがありますよというふうに通知してこられる方もおります。名前も連絡先も書いてないでそういったことで目安箱に入れてこられる方もおります。ただ、何も個人情報が書かれてないものに関しては、本人に対して折り返し電話をして内容を確認するとかそういうことができませんので、ちゃんと連絡先を書いて寄せられた情報に比べて対応しにくいということではありますが、そういう形でお知らせをしてこられる方もいらっしゃるということをご参考までにお答えしておきます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） よろしくお願いいいたします。

質問終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第2号、6番河原井大介君の発言を一問一答方式で許可いたします。

6番河原井大介君。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） おはようございます。

議席番号6番河原井大介でございます。

通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

今回質問させていただくものは、大きく3点ございます。今回この3点は、非常に地域の住民の方、もしくはテレビや新聞等々含め大きく報道され、もしくは注目をされていることなのかなというふうに強く思っています。いわゆる私自身思いますのは、この大きな3点については、町の三大プロジェクトと言っても過言ではないようなものだと思います。

早速質問のほうに入らせていただきます。

まず、J2水戸ホーリーホックについてであります。旧七会中学校の跡地利用整備ということで、昨年からまた今年の初めのほうからさまざまな現地説明会または議会への報告であったり、それから設置にかかわる整備とか設計等々お話し合いをされてきたというふうに思います。町のほうでも7月21日には、城里町と水戸ホーリーホックでの旧七会地区整備における協定書が結ばれております。その中からまず2点お伺いいたします。

まず1つ目にこのグラウンドを天然芝にするというお話であります。その場合はその維持管理にかかる費用は、水戸ホーリーホックが負担をするのか、一応協定の内容の第4条、経費負担分においては、負担をすとなっておりませんが、数字ですね、金額については別途協議すると定めているようでありますので、この金額について別途協議した内容についてお示しをいただきたいと思ひます。

2点目になりますけれども、クラブハウスの維持管理費、水戸ホーリーホックが負担するのか、これについてもするということのような内容にはなっているようなんですが、具体的に数字が出ておりませんので、こういった問題で維持管理費の問題、もしくは全部でなくてある意味町民の税金を充てる部分があるのかどうかも含めてこの金額についてお伺いしたいと思います。

3点目お伺いいたしますのは、地元のサッカースクール、桂地区や常北地区にもサッカー少年団のスポーツ頑張っている子供たちがいますけれども、この子供たち、サッカー少年たちは、七会中学校のクラブハウスの天然芝をそれをどのように使うことが使用できるのかをお聞きしたいと思います。

4点目になりますけれども、この旧七会中学校、現地の説明会の中でも参加者の方からやはりアクセスいわゆる交通の便が余りよくない場所においてどういうふうなアクセスをするのか、またさらにそのアクセスによって七会中学校に行くその動線、形をつくることによってどのような経済効果というものが見込まれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

5点目になりますけれども、クラブハウス及び練習場としてこの協定書の中には10年以上使用する計画というふうになっておりますけれども、例えば万が一10年以内に撤退した場合というのはどういうふうになるのか、いわゆる町としては損害補償等の考え方についてどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

6点目になります。水戸ホーリーホック、練習場を提供すること、クラブハウスを提

供すること、新聞等々でも地域活性化ということが声高にかえって報道されておりましたけれども、この具体的な経済効果というものをお考えのところの説明をいただければと思います。

以上6点、まず水戸ホーリーホックについてご質問いたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答をさせていただきます。

6点質問をいただきました。

まず1つ目、天然芝の維持管理費、それから2つ目としてクラブハウスの維持管理費ということについてまずございましたが、今維持管理費用にかかる、一体いくらかかってそしてどういうふうに負担をするのかについて今まさしく交渉しているところですので、きょうこの場でいくらということは申しわけないんですが、答えることができないということで、逆にこの七会中跡地利用計画につきましては、1月末ごろに臨時会を招集しまして、集中的に議論をする場を設けたいというふうに思っているところでございます。

サッカースポーツ少年団がどのように使えるのかということでございますが、サッカー少年団は、日曜日など新しいグラウンドでサッカーをすることができます。また、グラウンドゴルフですとかゲートボール等でお年寄りが使うこともできるというふうに思っております。実際どれぐらい使うかというのはスケジュール調整をしてということになりますが、数十日、毎週1回とか2回とかそれぐらいは町民の方が使える日程が出てくるのではないかなというふうに予測をしているところでございます。

プロスポーツの選手は日曜日は試合がありますので、試合がある日は練習をしていないことになりますから、少なくともその日はあいているということが推測できるわけです。

また、経済効果の件でアクセスによる経済効果と練習場を提供することによる経済効果というご質問がございました。経済効果については、2つの経済効果が考えられると思います。

一つは、七会中の跡地利用施設ができることによる費用の縮減という経済効果でございます。これは今年の春七会中の跡地利用にかかる説明会を行ってその中の資料でも書かれておりますが、七会支所、七会公民館、山びこの郷を統合して七会中学校に持つということにより、維持管理費の縮減、あるいは人件費の縮減効果が見込まれ、それが1,300万円程度の経費の縮減効果があるだろう、わかりやすくいうと3つの箇所に入が常駐しているのが1カ所に集まってくるので、3カ所に管理人を置くよりも1カ所の管理で済むので、維持管理費が安くなるという効果でございます。これが年間1,300万円くらいはあるのではないかなというふうに考えております。

もう一方の経済効果としては、収益がいろいろな意味での町での経済活動が活発になる、

売り上げが上がるという意味でのプラス面での経済効果も考えられると思います。これはあくまで試算にということで、これから詰めていかなければいけません。例えば山びこ郷でやっていたバーベキューを新しい七会中跡地利用施設でバーベキューをやると、それでプロ選手がいることでバーベキューの利用者が増える効果ですとか、あるいはトップチームの練習見学に人が来るということで、来た方は例えば山桜とかホロルの湯とかそういうところに帰りがけに寄るとということによる売り上げの増加の効果ですとか、あるいは選手やスタッフが数十人そこに常駐すると、当然お昼を食べるであろうと、わざわざ水戸から出前をとることはないであろうと、普通に考えると近くで昼食をとるであろうと、そうすることによる数十人の人がそこに常駐することによるお弁当ですとか、そういったものの売り上げの効果ですとか、あるいはサッカー大会等が活発に開かれることで、そこで少年サッカーの大会とか、今まで城里町ではなかったような大きな規模のサッカースクールや大会が開かれることで、そこに来た親子連れに対するお弁当の提供だとかお土産の販売だとか、そういったことも期待できるであろうというふうに思います。それはもちろん地元七会地区の商工業者の方が活躍する場かもしれませんし、石塚、常北や桂の方が来てそこで経済活動をする可能性もあるかと思っています。そういったさまざまな人が集まることによりそこが経済活動が行われることによるプラスの経済効果も発生してくるものと考えております。

そういったプラスの経済効果についても縮減の経済効果と同じぐらいの規模を目指して、これから具体的に詰めていかなければならないというふうに考えております。

その金額については、ちょっとこの場でいくらというふうに言うのがまだちょっと時期尚早かなと思いますので、金額は申し上げられないところではありますが、そういった形で町内全域に経済活動が波及することを期待しているわけでございます。

また、それ以外のなかなか数字にあらわしにくい経済効果もあるのではないかというふうに思います。例えば1世帯移住者があれば、そこに1世帯移住ただけで恐らく年間二、三百万円の経済活動は町内で発生するかと思います。ガソリン入れたり、近くのコンビニで買い物をしたり、あるいは家賃を払ったり、水道を使ったりということで、移住者が来るだけで1世帯当たり二、三百万の経済効果はあるかと思っています。

数十人規模のスタッフがそこに常駐するわけですが、そういった常駐する方が城里町を気に入っていただいて、1人1世帯と近くに住んでいただく、それが本当は一番大きな経済効果をもたらすものだと思います。

また、直接的な金銭だけでない効果も期待できると思います。例えば水戸ホーリーホック、昔闘莉王がいましたけれども、いずれ世界に羽ばたくような選手がまだそんなに有名でなかったときに城里町に居住していて、例えばどこかの食堂で一緒に撮った写真がその食堂に残っていたりする、そういったいずれ有名になる方々の足跡が町内各地に残っていることによる経済効果、これをどう図るのかという問題がありますが、そういった効果も

あるかもしれません。あるいはプロ選手の子息が町内の小学校に入学することで子供の数がふえる、あるいは運動能力がすぐれた子供たちが城里町の学校に通うことで小中学校のクラブ活動が非常に強くなる、そういったことも効果としてはあるかもしれません。

そういったプロスポーツ選手、あるいはスタッフの方々がどれぐらい城里町に居住するかというのは、我々城里町民がどれだけ温かくお迎えし、そして心温まる交流ができるか、そういったことにもかかっているわけですし、ぜひ目先の金額計算だけでない温かい交流が行われることを期待しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ありがとうございます。まさに町長今おっしゃったように移住というものですよね、そこももちろん意識をしながらやっていかなければいけないんだろうというふうに思いますし、順番にちょっと確認をしてみたいんですけども、今交渉中ということであって、金額のほうが出ないということ、それから1月には議会を開くという形になるのでしょうか、そういった中で集中審議をしていくということでもありますので、それまでに方向性を出すんだというお話しなんでしょうか。

確認なんですけど、やはり多くの方がちょっと町のお金というのに対して考えたとき、ちょっと心配するとき、不安に思うとき、そういうものはどういうふうに解決するのかという話が根本的な問題がございましてけれども、例えばこれは7月21日の協定書を結ぶ前の6月14日、議会終了後に3階の305会議室において議会への説明会と話し合いをした中で、その利用料金について4項目ございまして、クラブハウスとしてこの占有部分にかかる維持管理費（水道光熱費）等を負担いたしますと、グラウンドについては城里町民と同じ使用料金で利用を希望いたします。3点目はクラブハウスの家賃については、無料で提供をお願いいたします。4点目、城里町民との共同利用部分については、管理は城里町でお願いいたします。これは天然芝グラウンドは完全に城里町が管理するのかというはテナマークになるんだろうかと思いますが、当然これは議会議員の皆さん知っている問題ですが、使用期間についてもこの条件ですね、この4つの条件を整備した場合、10年以上利用することを誓約いたしますという形の中で、6月14日から約3週間後の1カ月後7月21日に協定書を結ばれているので、この内容についてはある程度答えが出ているのかなということが質問というか、その金額の問題について明確に出していただければなということが本質であります。

いずれにしても、今まさにやっているということでもありますので、その答えを待っていきたくらいというふうにも思いますし、サッカースポーツ少年団の話もありましたけれども、年間何十日かで使用できる、利用できるということで、それを町長のほうでも確認をしているということでもよろしいですか。

そうしますと、いま1点、この経済効果というものがあると思うんですけども、まずこの協定書を結ぶときにももちろん地域活性化ということにおいて協定書の第5条には、連携、協力して行う事業というのがいろいろ書いてあります。スポーツ振興に関する事業、あとは地域住民との交流に関する事業、観光振興に関する事業、やはりその次、その後でもいいんですが、前でもいいんですが、やはり町長さっきおっしゃったように移住、定住に関する事業を入れていただいたり、もしくはこの後の質問もしますけれども、約人口70万人の江戸川区との交流事業等々をこの協定書にももちろん相手方も公約がありますので、お話をしながらその事業を入れていただくとか、そういうようなこともさらに今交渉中であるならば、協定を結んだ後も随意いいなと思うことについてありましたら入れていただけるようにして、その上でいよいよ着工が今年度始まると、整備が始まるという段階の中においてそういうものもきちっとやったほうがよろしいのではないかなというふうに思っています。

基本的にこの水戸ホーリーホックが来ていただいて大きなPRいわゆる経済効果としては、PR効果だというふうに思っています。全国の初の廃校を利用したJ2、Jリーグとタイアップをした事業というのは全国初めてだということでもありますから、そういう意味ではPR効果というものが非常に大きいものだと思います。城里町が知名度を上げる、茨城県としてそういうものも含めてだと思いますが、先ほどちょっとあれだったんですが、この協定書の中でその10年以内に撤退した場合、10年という契約なんですが、10年以内に撤退した場合、この損害補償等というのはどういうふうに考えているのか、もう一度その全体的なところからもそうなんですが、ピンポイントでそこら辺の感覚、つまり協定書の中に罰則規定というイメージになってしまいますが、損害補償等のお話をちょっとどのような話をしているのかも含めて再度確認したいと思えますし、また協定書のさらに先ほど町長がおっしゃったような移住やそういった交流事業、PR事業、その経済効果等々も含めたところについて協力して行う事業に盛り込めるかどうかちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

今年の夏に結んだ協定書では具体的なことが書かれてないものが多いので、今後いま河原井議員からいただいたようなことも2回目の協定書なり覚書としてしっかりと締結に向けて今話し合いを行っているところでございます。

また、そういった契約なり協定が結べたときにはそれを隠さずにちゃんと示した上で工事費の予算等を審議していただく予定でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

地域振興、あるいは撤退した場合の補償に関することについても、現在話し合いをして

いるところでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） まさにこれから話し合いをしながら詰めていただけていくということでありますので、ご期待を申し上げたいと思いますし、さらにその経済効果については、本当に多くのさまざまな方々とJリーグも含め、スポーツ団体も含め、それからいろいろな地域のボランティア団体だったり、もしくは町内外、町の内や外ですね、表の方々、さまざまな専門家、スペシャリスト、専門家の方とお話を進めながらこの経済効果についてもうちょっと深みのある形ができればもっともこの事業がすばらしいものになっていくんだろうと思います。

サッカーが水戸ホーリーホックがこの町に来ていただけるということ、非常にすばらしいことだと思いますし、そういうことはやらなければいけない、当然やらなければいけないんですが、ただやはりおもてなしをする、ウェルカムで水戸ホーリーホックを受けとめる城里町というものが今まさに問われているということも含めて、町長にはご理解をいただきながら頑張ってくださいますようお願い申し上げますながら次の質問に移ってまいります。

2点目でありますけれども、黒澤止幾さんの生家について質問をさせていただきたいと思いますが、本定例会の議案第85号の説明資料ということで私たちにいただいておりますけれども、既に指定文化財である黒澤止幾生家、その測量をしてきちっと後世に残していくんだということで、喫緊の課題としてもう写真を見ると非常に厳しい状態ですよね。確かに厳しい状態です。急いでとにかく測量しながらやっつけようということで今回補正予算のほうに出てまいりました。

そうなるところで質問させていただきますが、町として黒澤止幾の生家、これを修繕、復元、保存、その計画というのはあるんでしょうか。その後例えば修繕、復元、そして保存する場合、その費用というのは一体どのくらいかかるんですか。また、茅ぶき屋根の定期的な修繕、これにはどのくらいかかっていくものなんでしょうか。

3点目になりますけれども、いせきびあ茨城だとか、水戸ホーリーホック先ほどの事業だとか、一つの観光拠点としての当初役割を期待する部分もあったのではないかなというふうにお聞きしておりますけれども、そういったときにやはりこの経済効果というものの、残すことによつての歴史的、文化財的な意義というのはいわゆる教育委員会が文化財保護審議会が考えていくんだろうと思いますが、町としてこの残す意義というか、経済効果わかる範囲で今町長の思いの気持ちの中で具体的にご説明いただければと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答させていただきます。

町として黒澤止幾の生家についての考え方をご質問いただいたということですが、その前に先日城里町総合教育会議で文化財行政についてということで話し合われた資料がございまして、その場でこういうことはいこうと、異議なく方針として決定したわけですが、その中での文化財についてどう考えるかということについてちょっと読み上げたいというふうに思います。

「城里町は歴史と文化の町である。豊かなこの地は古くから人が住み、茨城県の文化の中心地の一つだった。城里町の寺社には奈良時代・平安時代以前から続くのも多い。茨城県に国指定の有形文化財の彫刻が20存在するが、そのうち4彫刻が城里町に存在する。

民間研究機関の地域の魅力度ランキングが公表され、その順位に注目が集まっているが、北海道・沖縄を除くとランキング上位には京都、奈良、石川など歴史や文化財の保護に熱心に取り組んできた地域が多いことに気づく。文化財が町の顔となっている。旅行者は食べ物よりも歴史や文化を「地域の魅力」と捉えている。

城里町は歴史と文化の町である。城里町民はそのことを誇りに思う。城里町教育委員会は、文化財の保護と教育啓発に積極的に取り組む。城里町はその歴史と文化を広く外に向かって宣伝する。」というものでございます。

茨城県の魅力度ランキングが全国最下位ということ記録更新中であるわけですが、そのイメージアップのためにピーマン日本一とか、レンコン日本一とか一生懸命PRするわけですが、全く順位が上がらないわけでございます。それは恐らくその地域の格式というか、ブランドイメージを語るときに農産物の生産量ではなくて、多くの都会の人は歴史や文化をどれだけ大切にしているかという尺度でその地域の魅力度とかブランドイメージを判断しているのだということの一つの証ではないかというふうに思います。

文化財は町の顔ですので、文化財を保護しなかったり壊してしまうということは、自分の顔を自分で汚しているようなそのようなことではないかと私は考えております。ましてや城里町には誇るべき歴史や文化があります。

先ほど数字でも申し上げましたが、国指定の有形文化財の彫刻というのは、茨城県に20個しかありません。そのうち4つが城里町にございます。水戸市には1個しかありません。那珂市にはゼロです。常陸大宮市もゼロ、ひたちなか市もゼロ、大洗町もゼロ、笠間市は4つあって、城里町と並んで最も茨城県で多く文化財を持っている、文化財の彫刻を持っているまちなんですが、4つどこにあるのというと、薬師寺に3つと小松寺に1つなんですが、それは国指定までいくというのは、江戸時代ぐらいの浅い歴史ではだめです。やはり奈良とか平安とかからゆかりのある土地にだけ国指定の文化財が指定されることが多いと、もちろん江戸時代のもので指定されたりすることがあります。でもやはりそれよりもっと水戸徳川家が存在するよりずっとはるか前からここには人が住み、文化の中心であったことを今に伝えているわけなんですが、そういう意味で城里町は本当に具体的な数字が示すように茨城県の中でも最も歴史の深い地域のうちの一つであると、これは我々の顔

であるというふうに私は思っているところでございます。

さて、そういったことを踏まえた上で、黒澤止幾の生家の保存についてということですが、生家を復元する計画があるかないかということですが、復元したいというふうに思っておりますが、今の段階では議会の皆様方から調査費もお認めいただけていない状況でございますので、現時点で計画があるかないかと聞かれば計画はないというふうに答えるということでございます。調査もしていないのに計画があるかと聞かれば計画はないと答えるのが正しい答え方かというふうに思います。

保存のための設計とか工事費でございますが、工事費に関しては非常に幅がありますので、正確な数字を申し上げることはなかなか難しいところですが、例えば歴史館にある県指定の旧茂木家住宅では2,500万を見込んだという実例があるそうでございます。やり方によって大きく金額が変わってしまいますので、なかなかここだったらいくらというふうに申し上げることができないことをご了解ください。

また、今回調査費を計上させていただいておりますが、工事についてはいろいろなご意見があるかと思えます。例えば人によっては一般財源つぎ込んで復元してもいいよという考えの方もいらっしゃる、あるいはそれはまかりならんと、例えば企業版ふるさと納税とか、女性の活躍推進に積極的ななんかお金を持っているところから寄附をいただいて復元するならいいという考え方もいるかもしれませんし、そもそも復元等一切不要で除却して碑だけ立てておけばよいという考えもあるかもしれません。考え方はそれぞれいろいろあるかとは思いますが、まずは後世に向かって記録をとっていくことについてご同意いただけるかどうか、それが今回の議会では問われているのかなというふうに思います。その次の段階についてどう進めるかということについては、またその次の段階の予算なりが計上されたときにご審議いただきたいというふうに考えております。

経済効果につきましては、どういうふうに整備するかによって大きく変わってきてしまいます。計画がない段階で経済効果について今申し上げることができない状況だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 率直なご答弁いただきました。もちろん議会が反対をするからなかなか計画を練ることも考えることも難しいんだというお話であったと思います。

昨年の4月から平成27年この文書を見ますと、黒澤止幾さんのお家を寄附をいただいて、6月審議会のほうに教育委員会から文化財保護審査会のほうに歴史、またこの建造物についての専門家の調査を依頼していると、その中で今年の3月1日には城里町の指定文化財というふうに黒澤止幾の生家になったということです。考え方としてはさまざまあるんですが、一つの考え方としては、この黒澤止幾さん1人が城里町の文化的な歴史的な位置で

トップなのかということそれだけではなくて、そこに並ぶような方々が桜田門外の変、鯉淵要人さんだったり増子金八さんだったり、さらには天狗党という幕末の動乱を駆け抜けた若者たちもいたわけです。そういった総合的なトータル的な議論をしていきながらこの文化財の寄附を受けたり、文化財の指定を文化財で認定をしていただいたりという過程がどうやらそのプロセスというものがやや抜けていたのかもしれないなというふうに感じています。

もちろん壊れそうなこのものの測量は当たり前のことで、町の指定文化財になっている以上、後世の人に当然この測量とどういうものが建っていたのか、そのことについて明確に残す、後世の方に残していくと、これは当然当たり前のことです。それと同時に、今は非常に建て直すこと、保存することが困難であっても、後世の方々がこれをまさに建て直してくれるかもしれません。

ただ、町の指定文化財として寄附を受けて、町としてこの文化財を認定した以上は、やはり保存をするんだという意識が思いが私には必要だというふうに思っています。例えばさまざまな町単独の事業の中でなかなかやっていくのは難しいというのであれば、まさにこのふるさと納税というシステム、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、さまざまな方々からご寄附をいただく、お金をお借りしながら文化財を残していく、そこにクラウドファンディングですね、いわゆるクリエイターとか起業家はその製品やサービスの開発、そういったアイデアの実現の目的のためにインターネットを通じて不特定多数の人々から資金の出資、寄附や協力を募る手法、これ昨今もうどこでも注目されている話でございます。テレビドラマ「ナポレオンの村」でも登場したことで有名になったこのクラウドファンディングというシステム、手法でありますけれども、このときはこのドラマの中では滝壺レストランを開店するためにその出資をさまざまな方にご寄附をいただいた、世界中の方々に寄附をいただいたというストーリー展開ではありました。

その中にこの黒澤止幾さんのお家を建てるという中で、その方向性を持った上で今回は質問しているわけなんですけれども、ですから当然残すという前提を前回の9月議会のときでも賛否ありましたけれども、南條議員おっしゃったように、その文化財を残していく、その生家を残していくという意味合いにおいて、まずそういった一つ一つの形を協議をまさにしていない部分があるのかなというふうに感じておりましたので、あえてこの計画がどうなのかということをお聞きするわけでありました。

その点について、今現段階ではその計画をなかなか公表することが難しいんだという話がありましたが、やはりその後私はこれは建て直すのでは建て直す、最低限町が寄附を受けた以上、建て直す前提にしてももちろん寄附を受けるわけですし、もちろん指定文化財を計画として認定をいただくわけですから、一度それをやったものについては極力最大限努力をしていただいて追求をしていただいて、できるところまで計画をし、プランを練り上げ、そして茅ぶき屋根だってその金額の問題だってズバッと考えて追求をしていただきました

いというふうに思います。その強い意思があって初めて周りの人たちが気持ちが変わっていき、流れが変わっていくし、サポートの仕方、支援の受け方、寄附の受け方も変わっていくんです。そういうことをやはり追求を徹底的にしなければいけないし、もちろん教育委員会もそうなんです、それは人手がない、プランナーがいなくてその活用計画書なるものをつくる云々という話がありますが、それ以前の前にこれは役所全体、まちづくり戦略課もそうなんです、そういった課も含めて全体的に協議しなければ受け取ったものについてこれは申しわけがないという部分も当然出てくると思います。なぜならば残すためにそれをしっかりと文化財に指定した以上は、最大限追求をしてできるところまでやってみる、どうしてもできなければ後世の方々にお願いをする、とりあえずそういう姿勢をまずとっていただければなというふうに思っています。

一つこれは余談でありますけれども、シェアビレッジという手法が今注目をされています。2015年のグッドデザイン賞でも秋田県五城目町、ちなみに町の花はヤマユリ、町の鳥はウグイス、人口は約1万人、高齢化率は約40%、この秋田県五城目町を舞台に一つのプロジェクトが始まっているんです。それはシェアビレッジ、田舎をシェアするというシェアビレッジ、このシェアビレッジというのは、村があるから村民がいるのではない、村民がいるから村ができるというものでありまして、消滅危機にある古民家、文化財を一つの村に見立てて再生、保存、継承していこうというプロジェクトです。

具体的な仕組みとして年貢と称した年会費3,000円を払ってもらって、村民（会員）という形になってもらいます。村民（会員）になりますと、自分の好きなときに自分の村に行き、この場合は古民家や文化財ですが、田舎を体験したり、村民（会員）同士食事会をしたり、宿泊をしたり、のどかな環境で農作業、または文化的な製作活動をしたり、会員の方々がおもむろに活動できる、いわゆるクラウドファンディングの変形バージョンというか、そういうものでありますが、それが今注目されています。いわゆる人が集まって、さまざまな人が集まって新たに生まれるコミュニティの発想を地域から地方創生の形としてやっていこうというお話があります。

町長にはそのシェアビレッジというものをご報告いたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

3点目の質問になりますけれども、東京都江戸川区との交流事業についてであります。

5点ほど確認をしていきたいと思っておりますけれども、まずこの東京都江戸川区との交流事業、現在行っているこのイベント交流について具体的などという内容がどういうことをしているのかをご報告いただければと思います。

それから、2点目になりますけれども、これからも息の長い交流を行っていく江戸川区との交流であります、その交流内容を今後長い交流を行っていくための具体的な交流内容についてお聞きをしたいと思います。

3点目になりますが、いわゆる姉妹都市、友好都市の締結に向けてどのようにいつまで

に協定の締結を実現し、そのロードマップ、工程表いわゆる戦略ビジョンも含めてお示しをいただければと思います。

江戸川区のホームページを見ますと、既に交流都市として城里町がご紹介いただいているようでありまして、しかも江戸川区のほうでは地域おこし協力隊なんかの募集なんかもお手伝いをいただいているようでありまして、いずれにしましても、その点についてお聞きをしておきます。

4点目、東京都江戸川区にやはりアンテナショップ等、どういう形でも結構なんですけど、アンテナショップみたいなものを開設してはどうかと思います。外部団体、まさに商工会さんだったり、地元のJAさん、農協さんあたりと連携をして、ぜひそういうものについてやったらどうかと思いますし、それだけではないんです。ボランティアだったり、さまざまな方がいらっしゃると思いますが、そういうのも含めてアンテナショップ等々の開設についてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

5点目になりますけれども、役場の職員さんが毎週土曜日、日曜日イベントにこの交流事業に参加をしているようでありましてけれども、やはりなかなか残業代いわゆる代休というものがなかなかとりづらいという中において、その職員さんの献身的な努力だけでは非常に難しい困難が近い将来生まれるのではないかと考えています。もちろん本当に献身的に努力していただいている役場の職員さんには敬意を表したいと思いますし、もちろん最初の段階で交流元年と位置づけているんだと思いますけれども、そういうところにおいては、町の職員さんが前面に立って江戸川区に対してももちろんやる気と情熱を見せなければいけませんから、いかなければいけないというふうに思うんですけれども、そういうことも含めて、献身的な努力だけでは非常に難しい部分も出てくるのではないかと、その対策、対応策についてまずお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それではお答えさせていただきます。

江戸川区との交流事業について具体的な内容をということでございますが、非常に多くあるんですが、江戸川区から例えば城里町にどれぐらい来ているかということですが、主なものを申し上げますと、6月11日に小松川・平井地区連合町会視察研修ということで、数十名の江戸川区民の方が城里町に訪れまして、研修した後、昼食をホロルの湯でとってお風呂に入っていたりなどしていただいております。そのほか江戸川フィルハーモニーコンサートということで、7月3日にオーケストラに来ていただいております。それから、10月2日には稲刈り体験ツアーということで、ななかいの里コシヒカリの稲刈り体験を江戸川区の親子にさせていただいております。それから、11月12日から13日にかけては、1泊2日で江戸川子ども未来館交流事業ということで、46名の江戸川区の親子連れがふれ

あいの里に宿泊をしまして、1泊2日で那珂川のサケの遡上の観察ですとか、そういったことを楽しまれております。

そういったことがございますが、一方、城里町から江戸川区に行っているものとしては、江戸川区民まつり、10月9日、毎年行っておりますが、参加をしております。小松川・平井ふるさとまつり、10月16日、翌週ですが、参加をしております。そのほかグリーンパレス物産市ということで、江戸川区で物産市やっているんですが、そういった物産市があるたびに参加をしております。4月、9月に行っております。そのほか江戸川区食の文化の祭典ということで、11月9日から10日参加をしております。そのほかにも城里町区長会研修視察として11月8日に江戸川区を訪れております。

こういった形で城里町から江戸川区へ、江戸川区から城里町へということで、活発に行き来をしているところでございます。かなり交流も深まってきておりまして、それなりの経済効果も生じつつあるというふうに分析をしております。

これからも長い江戸川区との交流を進めていくために、今年も特に江戸川区との交流のためだけに特別の予算を組んだということはありませんで、既存事業を今までほかでやっていたのを江戸川区のほうに振り向けるという形で、財政を膨張させずにうまく交流事業を組み立てているわけですが、こういった形でお互い江戸川区のほうでももともと子ども未来館で農村体験をやっていたのをほかの県に行っていたのを城里町に行き先を振りかえていただいたりして、お互い新たな財政負担はなるべく生じないようにしながら相互の交流を組み立てているところでございます。

今後もどちらか一方の自治体の負担となる形ではなくて、うまく事業を組み立てて交流を深めてお互いに果実が得られるような関係をつくっていききたいというふうに思っております。

姉妹都市、友好都市の締結に向けてということですが、相手があることですのでいつまでというのは申し上げにくいですが、できるだけ早くそういった協定を結びたいというふうに思っておりますし、その協定がまだ結ばれてない中でもこうして宿泊研修などが次々と江戸川区から城里町に来ておりますので、かなり効果は上げつつあるというふうに思っております。

また、土日のイベントに先ほどからたくさんイベントがありましたが、職員の皆さん方が出勤して対応しているということで、非常に職員の負担が強まっているのではないかとこの危惧は私も持っております、その職員の土日出勤の負担を軽減するためにも今年コミュニティカフェということで、地域おこし協力隊来ていただいておりますが、来年度は江戸川区を初めとした都市と農村の交流事業をメインに行うということで、地域おこし協力隊の募集を今行っているところでして、彼らが着任しましたらば極力彼らを活用して江戸川区との交流事業を行っていききたい、そうすることで職員の土日出勤も減らしていけるのではないかと考えております。

最後に、江戸川区にアンテナショップを開設してはどうかということでございますが、JAさんや商工会さんから具体的にまだそういった提案はいただけてないところなんです、具体的な提案があれば検討してまいりたいと思いますし、まずは固定型の店舗の前に今盛んに物産展などに参加しておりますので、そのとき物産展に行くときに町直営だけでなく、JAさんや商工会さんも一緒に物産展に行って売れ具合を確認するところから始めるのがいいのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ありがとうございます。本当にさまざまな事業を行っておりますし、これからも行っていきたいというふうな話でありますし、もちろん友好都市、姉妹都市なんかも早急にやっていきたいというお話でありました。

それから、江戸川区のアンテナショップ等々は、地元商店街、農協さんと連携してやったらどうかという話においては、そういう話があれば受けてやっていきたいというお話であります。

それから、役場の方々が職員さんたちが一生懸命頑張っているという中において、心配も気もかけていらっしゃる、町長と本人も考えていらっしゃるということでありますので、これから考えていきたいという方向なのだというふうに思います。

この役場の職員さんのちょっと話から再質問していきたく思いますけれども、やはり献身的な努力というか、そういったものだけというのは非常に厳しいと思っています。それでももちろんさまざまなイベントするときには、道の駅だったり、開発公社さんだったり、地域おこし協力隊とか協力をいただきながら交流事業を取り組んでいくということが対策として盛り込まれてきているんだらうというふうに思いますし、最初の段階ですからやはり担当課の職員さんがきちっと前に出て江戸川区と交流をするというその誠実さというか、やる気というか、情熱を見せることも非常に大切だらうというふうに思っています。

ただ、やはりこういう交流事業をする際にこれ総体的な話になりますが、やはり交流セクション、町の中で交流を人口約70万人の江戸川区と交流を結ぶわけですから、そろそろ交流のセクション、つまり交流部隊ですね、友軍としてきちっと組織をしなければいけない時期に入っているのではないかなと思います。そういうことをすることによって職員さんたちの負担を軽減するわけですから、そういったセクション、もちろんこれは地域のボランティア団体、NPO団体であったり、もちろんシルバー人材の方々もいいかもしれません。地域おこし協力隊も先頭に立ってやっていたらさらによいことだと思いますけれども、そういうことを決めていかなければいけないと思いますし、ただそれは早急にできないのであれば、今現実に役場の職員さんたち含めある意味時間的に結構大変な方もいるかもしれませんが、そういった中でいく場合には、やはりある一定の期限、つまり

あと5カ月ぐらい体を張って町のために交流事業頑張ってくれときちっと言える、そしてそのためにその間に期限を区切った上でその対応策についてはきっちり考えるというお伝えをする、そういう議論、話し合いがあったのでしょうか。なかったのでしょうか。恐らくそういう部分だと思うんです。つまり期限を区切ってその中で何をするか、何ができるか、何をしなければいけないのかという総体的な議論をまさにしていない部分において、やはり一つのところに荷重がきてしまったり、もしくはこの後の質問もありますけれども、アンテナショップ等ともどうやら受け身というか、言われればやるという形であるのかなと思います。

これはもう既に江戸川区に対して逆に交流都市として認めていただいているわけですから、早速交流事業の例えばオフィス等々を江戸川区に開設させていただけないか、これよくありますよね。中国地方とか四国の小さい自治体が東京に事務所を構えてそこから企業誘致をする事務所、プロジェクトをつくって三、四年かけて交渉しながら営業しながら地元の地域の四国や中国の小さい自治体に企業誘致をしたんだという事例は結構もうネットとか新聞とかテレビとかばんばんやっているんですけれども、そういうことも含めて、既にこの首都圏エリアにすごく近い城里町、日本橋から城里町まで直線距離100キロという圏内のこの城里町が江戸川区にワークショップ、まさに今企業誘致だったり、さまざま商売、つまり商工会や農産物だけではないんです。商売も含めてなんですが、そういったものを置かない理由がないんですよね。そんなに近い距離に置かないです。しかも人口が約70万人もいてそういったところでさまざまな人が行き来している場所においてさまざまな情報を手に入れる、そしてさまざまな交流を生かす上においてももちろん定住人口、移住の問題もあるかもしれませんが、これは最も最初に話しましたホーリーホックの話もありますけれども、そういうトータル的な話ができるんだろうというふうに思っています。そういうことをするためのアンテナショップ、これは受け身ではなくてぜひ地域の方々に対して商工会、農協に対して町のほうから外部との連携、町で完結するのではなくて、町と外、つまりこの庁舎内の外にいる方々と一緒に連携をして江戸川区と交流事業を進めていただきたいと思いますので、その思いについていま一度町長からご答弁をいただきたいと思いますし、さらにこの江戸川区の事業、交流事業は、私は非常に素晴らしいものだと思っていますし、もちろん水戸ホーリーホックの誘致をして地域活性化しよう、そのアイデア、プラン、本当にいいものだと思っています。特にこの江戸川区の交流事業においては、やはりいわゆる田舎と言われるような地域においてさらに刺激を与え、さまざまな人たちが来てさまざまな人たちと交流する、友好を結んでいくというのは非常に子供たちにとっても意義のある、価値のあることだというふうに思っています。

先日、子ども未来館ですか、サケの体験等々こちらのほうに交流に来たということなんですけれども、もう既に動画というか、交流館でネットで検索すると動画が出ていまして、約17分間ぐらいですか、城里町で交流した内容がついてあります。これタブレット議会で

あるとそういうのがすぐに今動画を見て一緒にできるんですけれども、そういう動画なんかも既にあります。そういうものを常にいろいろなところで庁舎内で流すとか、こういう事業をやっているとか、もっともっとPR、町内において今この交流事業が内向きな事業として見られがちなんです。それは確かに江戸川区は子供来ていますし、ばんばんおもしろいですけれども、やはり交流セクションを置いて地域の人たちを巻き込んで、NPO団体であったり、ボランティア団体であったり、地域にいる本当に元気な方々がたくさんいます。有能な方々がこの城里町に十分いますから、そういう方のセクションを外部との交流を急いでつくっていただきながらこの交流事業を進めていただきたいと思います。その思いについて町長から再度答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

江戸川区との交流事業大変意義深いものだと考えております。今後も積極的に進めてまいりたいと思います。

議員ご指摘のとおり、今江戸川区との交流事業につきましてどうしても役場の職員主体となっているところはありますので、もっと深みのある、あるいは厚みのある交流をするためにも交流担当の組織というのをつくっていかなければいけないというふうに思います。それは役場だけでなくほかの外部団体も含めた交流のための協議会みたいなものをつくるともっと厚みのある交流ができるのかなというふうに思います。

また、逆に私からのお願いといたしましては、ぜひ城里町議会としても江戸川区と交流をしていただきたいというふうに考えております。執行部同士では私が江戸川区長を訪れ、江戸川区長が私を訪れということで、城里町の区長会が向こうを訪れ、江戸川区の区長会が城里町を訪れということで、活発に対等な形で往復が続いておりますので、ぜひ議会の皆様方の研修等で江戸川区を訪れていただいて、逆に江戸川区の区議会を研修で城里町に呼んでいただいて、そして恐らくそこまでいきますと本当に厚みのある交流ができてくるのではないかとこのように思いますので、ご協力をお願いいたしまして、私のからの回答とさせていただきます。

○議長（小林祥宏君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） ありがとうございます。そうですね。もちろん政治的な関係含めて一緒にやっていかなければいけないと思います。当然そうです。当然その中で政治的に経済的にやはりさまざまな方々と交流事業を持っていただける、町長の今の答弁ですと、しっかりと外部との連携をして今後息の長い意味のある意義のある深いものを交流をつくっていくということでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。そういう形の中でこの交流事業含めて頑張ってやっていただければというふうに思いますし、議会と

しても私個人としてもしっかりと応援をしていかなければいけないというふうに改めて感じている次第でございます。

その中でやはり先ほどご提案をさせていただきましたけれども、シェアビレッジというプロジェクト、これは先ほど言った古民家や文化財だけではないんです。もちろん城里町全体的に考えることでもありますので、当然そういう発想、全体的に城里町として考えることができるプロジェクト、一応参考までに一度見ていただいてご検討いただければと思います。

こういった形の中で町内外問わず本当にこれからさまざまな方々としっかり話し合いをして、この協議を本当に重ねていただきながらよりよいまちづくり、情報開示をしつつさらにその情報の中でさまざまな話し合いをしつつ、時にはけんかもするかもしれませんけれども、一つ一つ議論を積み重ねて熱い議論を積み重ねていく必要が本当に今求められているんだろうと思います。

いよいよ今年も12月終わってしまいますけれども、来年度に向けよりよい城里町、夢と希望の持てる城里町をつくるために町執行部の皆様におかれましては、ご尽力していただきますようお願い申し上げます。質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で6番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は南條 治議員の質問から入ります。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番小松崎三夫君から早退の申し出があり、これを許可しました。

続いて、通告第3号、11番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 11番南條 治であります。

通告による一般質問を一問一答方式でいたします。

まず最初に、生活道路の整備についてであります。この件につきましては、以前より幾度となく質問をさせていただいております。この生活道路、高齢化社会の中で救急、消防に頼るところが多くなってきております。そこで、特に救急については、十分現場に携わる方の意見を聞いてその上で町道整備に当たっていただきたい旨の質問をいたしました。消防、救急より40数カ所の指摘があったと伺っております。一度に全部とは申しませんが、順次対応していただけるものと考えております。

そこで、現場の確認作業は終わっているのか、また当然地図に落とししていくのが最初の作業と考えますが、この件について伺います。

また、予算時期になりますが、総括的に町道整備についてもその進め方について伺いをいたします。

次に、救急車の事故と町の対応について伺います。

新聞報道によりますと11月1日午前2時50分ごろ、城里町上青山の町道で近くに住む女性64歳が救急車に引かれ腕を折るなどの重傷を負ったそうであります。女性はもう1台の救急車の到着を待って病院に搬送されたということであります。水戸市消防本部などによると、女性は同2時40分ごろ同居する父親（89）が心肺停止状態になったため、119番通報をしました。自宅前で救急車を敷地内に誘導していた際に転倒をし、救急車にひかれたというわけであります。残念ながら父親は搬送先の病院で死亡が確認されたということあります。普段からなれているところでもこのような事故が起こり得るということあります。

最初に戻りますが、町の対応ということでお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

まず消防、救急から指摘の町道整備の状況ということでございますが、平成27年第2回議会で指摘があり、報告した消防車や救急自動車が進入できないような道路40路線につきましては、消防団の活動により報告があったものでございますので、報告路線の再調査を行い、調査対象箇所を確定させ、町民の家屋が接道している箇所を選び、関係各区と相談して整備を計画してまいります。たくさんありますので、一度に全部というわけにはいきませんが、1カ所でもいいので来年から何らかの事業を着手したいというふうに考えております。

それから、もう1点、水戸市消防の救急車の事故の件でございますが、この救急活動のような今回のような事故はあってはならないことであり、大変遺憾に思っております。当事故につきましては、11月1日午前11時ごろに水戸市消防長より電話で事故報告の概要について連絡があり、当日の夕方に入院先の水戸済生会総合病院へお見舞いに行っております。また、11月4日には水戸市消防長が来庁し、事故の詳細、被害者の状況について報告を受け、謝罪を受けたところでございます。その際消防長に対しまして、被害者に対し誠実な対応を行うこと、それから今後このような事故が起こらないよう再発防止策を徹底することを強く申し入れたところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 地図に落としたかどうかとあと現場の確認したかどうかお伺いをします。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長桧山正春君。

〔都市建設課長桧山正春君登壇〕

○都市建設課長（桧山正春君） 11番南條 治議員の質問にお答えいたします。

現地ではありますが、43カ所になろうかと思えます。常北地区が33カ所ですか、あと桂地区になりますが、現地調査数カ所行っております。まだ地図のほうには落とす作業は行っておりません。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは再質問をさせていただきます。

まず現地確認を的確に行ってそれでその箇所を地図に落としていく、どの辺が重点的に道路が悪いかというような確認作業、これが一番大事だと思うんです。その辺について今後どういうふうに進めるのか、あと総括的に生活道路の整備、特に常北地区、意外と狭い箇所が多いんです。隅切りもしてないような状態でありますので、そういう指導とかなんかもこれからどういうふうにするのか、総括的にお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長桧山正春君。

〔都市建設課長桧山正春君登壇〕

○都市建設課長（桧山正春君） 11番南條議員の質問にお答えいたします。

救急車の入らないような狭い道路の件だと思うんですけれども、それは先ほど申したとおり現地へ赴きまして、南條議員さん言うとおりに地図に落としたいと思えます。

また、生活道路の問題であります、これは去年2カ所なんですけれども、行っております。順次考えるようにはしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。生活道路、非常に狭い状況であります。いっどこでどういう事故が発生するかわかりません、病気等も。早急に対応していただきたいと思えます。

それでは次に2つ目の質問に入ります。

町の借地の状況について2点ほどお伺いをいたします。

旧町村の借地面積と金額についてお伺いをいたします。

2点目として、今後整理をしていく考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

まず借地の面積と金額について町村別に申し上げます。

常北地区が23万555平米、支払い額が2,114万3,608円、桂地区が20万5,443平米、支払い額が937万5,051円、七会地区が28万9,749平米、支払い額が1,011万8,428円、合計で面積が72万5,747平米、支払い額が4,063万7,087円でございます。

今後についてですが、将来的に必要なものは借地契約の更新時期に譲っていただく交渉を行う、現在利用していないものや利用頻度がなく将来的に必要なものは借地契約の更新時期までに返還するというので、今後整理を行っていきたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、再質問させていただきます。

金額にして4,000万からのお金を地代としてお支払いをしている状況であります。これが適正に有効に活用しているのであればそれはそれで正当であります。ただ地代だけを支払いしているというような状況であればこれはきちんとやはり町の財政圧迫にもなりますので、今後ともきちんと整理をしていただきたいと思います。

そして七会の高田荘なども建物を解体して現在更地のような状況になっていますが、あいつたものもきちんと今後江戸川区さんとの交流事業の中で生かすような方法を考えるとか、ほかにそういったことができないのかお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

整理を行った上で必要がないとしか判断できたものは契約期間中でも解約返還などして借地を減らすとともに、ご質問いただいた高田荘の跡地などのように借地ではありませんが、町有地で利用がしっかり決まってないものについては、売却などをしていきたいというふうを考えております。

現在、城里町においても幾つかの土地が公売期間中でして、町内で数カ所の公売が今出ておりますが、落札者が出て不要な利用度の低い土地が売却できて管理費等が縮減できることを期待しております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。厳しいようですけども、きちんとこ

れからメリハリをつけて行っていただきたいと思います。

次に、3番としまして、財政力指数、実質収支比率、公債費負担比率、実質公債費率、将来負担比率の推移はどのような数値になっているのかお伺いをいたします。その中で城里町の課題が見えてくるのかなと考えております。その辺について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

まず財政力指数ですが、平成23年度0.39、平成24年度0.38、25年度0.38、26年度0.38ということで、ほぼ横ばいで続いております。後でちょっと全国との比較をしますので、全国比較が可能な26年度までの数字でちょっと申し上げさせていただきます。27年度も0.38ですので、ほとんど横ばいですが、傾向としてずっと同じ傾向ですので、26年度までの推移で話させていただきます。

実質収支比率ですが、23年度3.8、24年度0.5、29年度0.9、26年度0.2というふうになっております。

続きまして、公債費負担比率ですが、23年度15.5、24年度16.9、25年度16.7、26年度15.9と推移をしております。大体横ばいというところでしょうか。

実質公債費率ですが、23年度15.0、24年度14.3、25年度13.7、26年度12.8ということで、実質公債費率については、着実に毎年下がってきているという傾向でございます。

それから、将来負担比率ということですが、23年度131.6、24年度110.7、25年度70.6、26年度73.1ということで、全般的な傾向を見ますと減少傾向ということになっております。

さて、ここで財政関係の状況についてもうちちょっと広い視点で考えてみたいと思います。

まずさまざまな財政指標がありますが、一番大事なのは実質公債費率と将来負担比率であるというふうに考えております。実質公債費率というのは、どれぐらい借金の返済にお金が充てられているかという、わかりやすく言うとそういう指標が実質公債費率、将来負担比率につきましては、どれぐらい将来世代に負担が残っているかというのを考えるのが将来負担比率ということで、実際健全化判断比率ということで、さまざまな総務省から自治体に対して指導だとか制限がかかるその指標となるものが実質公債費率と将来負担比率ということで、この2つで財政の健全度を見るということになります。

まず、一番有名な夕張市を見てみますと、実質公債費率が61.0、将来負担比率が724%ということでして、大体城里町の10倍の将来負担比率になっているということで、単純に公債残高だけで考えてしまう、計算式もうちょっと複雑なので単純計算できないんですが、城里町の一般会計の借金が100億円ですから、夕張市並みになると1,000億円の借金があったら夕張市と同じぐらいというふうに単純には計算できるかもしれません。実際の計算式

はもうちょっと複雑なので、こんな簡単な計算はできません。

あるいはちょっと茨城県内のほうで目を向けてみたいと思います。

お隣の水戸市の将来負担比率が何%かと言いますと、比較できる26年度で91.0%ということで、城里町よりも20%弱財政がよくないというふうな言い方もできるかもしれません。実は茨城県内で一番将来負担比率が高い、将来へのツケが残っているという意味でいきますと、境町が一番でして、将来負担比率が171.5%ということになっております。

それから、よく誤解があつて財政力指数が高いところがよくて低いところがだめというような報道ですとか、言い方をされるときがありますが、これも若干誤解がありまして、例えば水戸市は財政力指数は0.83ということで、城里町の倍以上ですが、将来負担比率は城里町より高いということになっております。なぜそうなるかといいますと、財政力指数というのは、自主財源がどれだけあるかということを示していますが、自主財源がある一方で国からの仕送りである交付税が減ると、自主財源がないところには国から交付税があったり、合併特例債とか過疎債とか有利な財政上の武器が使えるということで、都会だから財政がよくて田舎だから財政が悪いというふうなことは必ずしも言えないということでございます。例えば城里町よりさらに過疎地である大子町におきましては、将来負担比率が60.3%ということで、県庁所在地の水戸市よりも30%も将来負担比率が低いということで、これは例えば借金をしたときに都会の場合は何の補助金もつかない借金を起債になるわけですが、地方へいきますと過疎債とか合併特例債を使うと借金をしたときに7割が補助金で後で戻ってくるということなので、見かけ上同じ借金をしても将来負担比率とかそういう計算上は過疎地ですとか、田舎を抱えた地域のほうが実は財政上有利な面もあるということですので、その点はぜひ広くそういった誤解がないよう認識を広げていただきたいというふうに思っているところです。

ちなみに、全国で一番財政がよいと、報道等で私が知る限り一番よいとされているのが長野県の下條村というところでした、人口3,000人程度のまちで財政力指数は0.23ということで、相当低いんですが、借金は将来負担比率がゼロ、ですから無借金という形になっています。逆に実質公債費率はマイナス6.4%ということで、逆に6.4%貯金を毎年積み上げていくと将来に向かってということになっておりますので、財政力指数と財政の健全度というのはそんなに簡単につながってこないものがありますので、うまくそういった地方は地方が持っている武器を使いながら運営をしていくことが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、財政ということでいま一度再質問をいたします。

破綻の自治体で名詞の代名詞のように夕張、これがいろいろなことで名前が出てきてお

ります。しかし、夕張、これは特異な地域であると考えerわけであります。人口が12万あった、それが炭鉱、石炭から石油へエネルギーの変換ということで、人口が減ってきて炭鉱が閉山した、その中で今ちょっと資料を見ますと、いろいろな自治体、要する炭鉱で持っていたものを自治体でそれを買取ったような状況であります。まず炭鉱病院これを40億円で買ったと、そしてまた炭鉱の住宅地5,000戸それについても151億円で買取り、そしてまた、鉱山の税金、これが倒産によって61億円が払われなかったと、そのような非常に特異な自治体であったのかなと思ひます。そしてまた、借入金などの隠し的なものが出てきたわけであります。そういったものでかなり自治体もせっぱ詰まっていたのかなとそのように感じはいたしてあります。

そしてまた、城里町の基金の状況であります、合併当時は億単位だけでいきますと平成19年これは30億、20年が32億、21年が35億、22年が36億、23年が42億、24年が49億、25年が55億、そして庁舎建設がありました26年これが53億、そして27年が52億、28年の状況はわかりませんが、このように基金が非常にきちんと積み上がっているような状況であります。ですから、もう少しきちんとお金を使っていくような方法で住民サービス、総務省のほうからも恐らく財政が豊かになればいろいろな面で多少なりとも恩恵が受けられないような状況になってくるのかなと考えてあります。

それで28年度についてどのような状況なのか、この指標によりますと52億ですけれども、予想どういふうな状態なのかお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

今定例会に12月定例会に補正予算が提出されておひまして、その中で財政調整基金の取り崩し額が記載があると思ひますが、今年度の財政調整基金の取り崩し予定額は、1億に満たない数千万程度の取り崩しであるといふうに現在のところ予算計上してあります。ただ、年度末にかけまして例年入札差金ですとか、残金が出てきますので、これまでの実績でいきますと大体3億円以内ぐらいのお金がか最後差金等が出てきまして、翌年度に繰り越されていきますので、そういった流れからますと今年度もほとんど基金の取り崩しはあったとしても非常に少額ですし、ひょっとしたら基金が増える可能性もなくはないといふのが現状の見通しではないかと見てあります。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 財政力指数とかそのようなものを総体的に見るとまず破綻はないであろうとこのように考えてあります。また確信をしてあります。ですから、基金も大事ですが、町民サービスのためにお金がない、お金がないといふことでなくて、もう少し

一歩踏み込んだ形で努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で11番南條 治君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第4号、8番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 8番阿久津則男でございます。

一問一答式で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

町の入札についてでございますが、合併して10年間町全体の町道維持管理を1業者で行っていましたが、今年から常北地区で1業者、桂、七会地区で1業者と分けたようになってございますが、その理由をお伺いいたします。

2つ目、今年6月23日の設計業務の入札で予定価格が984万円でありましたが、300万円で落札されたわけでございますが、町の見解をお伺いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それではお答えさせていただきます。

まず町道の維持補修でございますが、なるべく近いところの事業者が行ったほうが素早く的確に道路維持補修ができるという側面がございます。平成28年度11月に調べたところ1業者で維持工事の年間契約を行っていた平成26年の場合、年間436件の道路維持補修の要望に対して、未処理が92件ありました。さらに27年度を見ますと626件の要望があり、92件の要望が未処理で残ってしまいました。このようなことから平成28年度は維持補修工事の区域を町内全域から変更して、要望箇所が多い常北地区約300件と桂、七会地区、こちらも約300件、ほぼ半々に分けまして2カ所とし、クラスは今までどおり機動力のあるBクラス業者の入札とすることになりました。これによりまして平成28年度からは平成26年、27年の残分を含めて順調に要望の処理ができるようになってきております。

また、2つ目の質問としまして、入札価格、予定価格984万円が300万円で落札された件に関してでございますが、毎年何件かは特に委託契約などで予定価格を大きく下回る落札が行われておりますが、特に品質等支障がないものであるというふうと考えております。

今回の話の町下水道整備設計業務委託は、実績のある業者と指名競争入札、また随意契約において契約し、発注に当たっては、公益社団法人日本下水道協会発行の下水道標準歩掛表及び県の積算単価をもとに積算し、適正な見積もり価格で発注しております。当業務は予定価格の約3割で受注しましたが、落札金額が低価格であっても契約内容を的確に適切に履行することや業務の品質に支障を来すことがないよう管理監督してまいります。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） この町道の維持管理でございますが、町道の補修要望が626件あり、92件が未処理だったと、区長要望に対応するためというようなことで、1業者から2業者にしたということであると思えます。ただいま町長が近い業者にやっていただくためにもそのほうが迅速にできるというような答弁でございましたが、こういうふうに1業者から2業者にした考えは、執行部の考えで行ったものかどうか、あるいは業者のほうからもこういう要望があったのかどうかをお伺いしたいと思えます。

また、道路の除草工事、要は草刈りですね、この草刈りなどは常北、桂、七会と3工区に分けて仕事をしているわけでございますが、これも私から言えば町長がただいま申しましたように近い業者が迅速にやるということであればなぜ3工区にしなかったのか、1工区から2工区にしたようですけれども、3工区にしてもよかったのではないかと私は思うんですが、その辺についてをお伺いしたいと思えます。

また、984万円のを300万円で落札したと、30.4%、30%で落札したわけでございますが、6社が指名入札で応札したようでございますが、その結果を見ると、そのうちの4社が3割、4割台なんです。例えばA社が300万円で落札しましたけれども、B社は330万円、C社が377万円、D社とすれば488万円と6社のうち4社が低価格で入っていたわけでございます。町長が言うように建物とか橋梁とかでございませぬから何ら差し支えはないとは思いますが、安いほうがいいのかもかもしれませんけれども、この予定価格に甘さがなかったのかどうかをちょっとお伺いしたいと思えます。

もう一つ、300万円になったわけでございますが、この984万から300万円になって執行部としてなぜこういう金額になったかということで、そういった協議の場を持ったのかどうかをお伺いしたいと思えます。

それとこれちょっと関係はないんですが、入札の仕方ということで、去年の町の発注工事で予定価格が130万円で発注した工事がありました。98万円で業者が落札したんですけれども、75.3%で落札しております。それと同じ事業を今年も毎年これやっているわけですが、今年は170万4,000円で予定価格が入っているんです。結果やはり98万円で落札していると、落札率が57.5%に下がっているんですが、だから予定価格の入れ方が去年130万円で98万で落札したと、それを今年170万4,000円、3割くらい上げて予定価格を入れているんですけれども、当然想像することに人件費とか材料代とかそういうのを含んで上げたんだと思えますが、130万円に対して3割上げています。私ら個人的な考えだと98万円で落札しているわけですからそれに3割載せてもいいのではないかと、どうせみてあげるんだらば、結果170万で出しても98万で落札、去年と今年の業者は違うようでありますから、単純に見れば100万円ぐらいでできる仕事なのかなと思うわけでございます。こういうことを見るとどうしてもその予定価格が甘いのではないかなと感じたわけござ

います。

今のは関係ありませんけれども、先ほど言いました2点についてお伺いいたします。よろしくどうぞ。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 阿久津議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の質問としましては、常北と桂、七会の2つに分けたが、そうではなくて3つ常北、桂、七会と3つに分けて発注するべきではないかというご質問だったかと思いますが、今年2つに分けたのは、ほぼ要望件数で半々で分けるとそういうふうになったということでございます。来年3地区に分けて発注するかどうかは、今後検討していきたいというふうに思います。

次に、予定価格について見積もりが甘いのではないかというようなご指摘が2つ目の質問であったと思います。予定価格の算出に当たりましては、特に公共工事におきましては、国交省が決まった単価をもとに予定価格がつけられております。また、先ほどと繰り返しになってしまいますが、下水道等の設計業務委託に関しましては、公益社団法人日本下水道協会の下水道設計標準歩掛表県積算単価などこういった定められた単価をもとに積算し、見積もり価格を作成しております。また、こういったもの以外で予定価格を定めるときに高すぎる予定価格にならないよう今後とも内容を精査してまいりたいと思います。

以上です。

○8番（阿久津則男君） 協議の場を持ったかどうか、それとも執行部の考えでやったのか、業者なのか。

○町長（上遠野 修君） 道路維持補修に関しまして工区分けをする際の経緯につきましては、都市建設課長より答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長 桧山正春君。

〔都市建設課長 桧山正春君登壇〕

○都市建設課長（桧山正春君） 阿久津則男議員の質問にお答えいたします。

入札の協議ということで、業者の協議ということでよろしいでしょうか。業者との協議ということでよろしいでしょうか。

○8番（阿久津則男君） 1つから2つにしたときに業者のほうからの要望があったのか。

○都市建設課長（桧山正春君） 特に要望はございませんでした。

○8番（阿久津則男君） あくまでも執行部の考えですか。

○都市建設課長（桧山正春君） はい、そういうことでございます。

○議長（小林祥宏君） 下水道課長 山崎秀樹君。

〔下水道課長 山崎秀樹君登壇〕

○下水道課長（山崎秀樹君） 今回の入札の応札の結果として300万になったことについて

での協議はしてございません。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 3工区に分けるという点では今後検討するというような町長の答弁でございましたが、Bクラス業者が8業者あると聞いております。迅速にやるのであればやはり3工区に分けたほうが区長要望に対応できるのかなと感じたものですから、願いをしたわけでございます。

また、今課長のほうから協議はしなかったということではありますが、普通に考えて3割で落札したわけですから、私からいえば町か業者かどちらかが間違っていると思うんです、3割というのは。普通に考えたら3割では仕事できないですから、普通業者が1業者だけ例えば300万で間違っただけで入れちゃったというのであればわかりますが、4つの業者が3割、4割できているわけですから、先ほど町長が言いましたようにコンサル系の入札は確かに50%とか60%は私も何回か見えています、毎年のように1件2件は。それはわかるんですが、そこからまた20%減っているんですから、30%ですからそういうときにはやはり何が原因だったのか協議すべきだと思うんです、執行部も。どこが悪かったのかは、だってそのままにしていちちゃったら、ですからもう1点、今から聞きたいのは、そういった場合にはこれ指名競争で6業者入れたんでしょけれども、私から言えば入札を乱していると思うんです。ですから、30%というのは本当に業者側から言えばお互いつぶれるかもしれませんが、こんなことやっていただけでは、ですからそういった警告なんかもするべきなのかなと個人的には思ってしまうんです。あるいは指名人から外すとか、そういう考えがあるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。回答させていただきます。

基本的には安くやっていただけただけというのは、そんなにそれをもって乱しているとか、処罰の対象になるということはないのではないかなというふうに思います。ましてや指名から外すというのは明確な不利益処分ですから、何らかの手落ちがないのにちゃんとした仕事をしているにもかかわらず安く仕事をしたという理由で外すようなことをしてしまっただけでは逆に訴訟等で訴えられるおそれすらあるかと思えます。町としましては、あくまででき上がった仕事がちゃんと仕様に沿った仕事ができているのであればそれでよしとすべきでありまして、もし品質のほうが悪いということであれば、それは指導して高い品質の仕事を要求すべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） もちろん町長の言うこともわからないわけではございません。もちろん極力精査をしていただいて予定価格を決めていただきたいというのが私の願いでございます。そして、残ったお金を未処理地区の区長要望に回していただきたいと思いません。

次に、2つ目の質問、太陽光発電事業についてお伺いたします。

現在太陽光発電事業として事業を行っている事業者の数はどのくらいあるのか、そしてそれによる償却資産税はどのくらい入ってくるのか、過去3年間をお伺いたします。

2つ目、町の空きグラウンド等に太陽光発電事業を行う計画があったと思うんですが、その後どうなっているのかをお伺いたします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それではお答えをさせていただきます。

まず太陽光発電による固定資産税がどれくらい入っているかということでございますが、26年度が851万1,786円、27年度が2,190万227円、28年度が2,426万2,473円、3年間で5,467万4,486円というふうになっております。26年、27年、28年と順調に税収が伸びているところでございます。

次に、町の空き地グラウンド等での太陽光発電事業を行う計画ということでございますが、城里町としてどこかのグラウンドに太陽光発電を行うという正式な決定をしたことはございません。やりたい事業者の方がいらっしゃるのかもしれませんが、町としてどこかで町有地を使った太陽光発電事業というのを意思決定したということは現在のところございません。町としては、周囲の景観形成や立地条件などを考慮し、住民の声も反映させながら総合的に判断の上、公有地の利活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

ただいま14番鯉渕秀雄君が早退いたしました。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 太陽光の固定資産と申しますか、償却資産ですけれども、26年度が851万円、27年が2,190万円、28年が2,426万円と町長が申しますように太陽光の固定資産と申しますか、税金が年々ふえているということで、大変いい状況だと思います。町税は人口減に伴って年々減少して今年度は20億を割ってしまっております。サテライトの収入も減り、ゴルフ利用税も廃止論が出ている中、新しい税収だと私は思っております。町のグラウンドに太陽光発電の計画は受けていないというような町長の答弁でございましたが、業者のほうで申し込みたいというような業者があったのかもしれませんが、そうい

う話を聞いていたものですからちょっと質問入れたわけでございます。

先ほども南條議員のほうから高田荘グラウンドの話が出ました。あそこは全部が町の土地だったと思います。それとか阿野沢のグラウンドですか、あるいは下赤沢のグラウンド、七会地区でございますが、今人口減少の中、利用する機会がどんどん減っておりまして、維持管理も本当に大変なわけでございます。先ほども本当にそういった無駄な土地をなくすというようなことで町長も答弁しておりましたが、こういったところに本当に業者のほうから太陽光の話があれば私は積極的に貸すべきなのかなと、税金を考えればそう思っているんですが、その点をお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

私も太陽光発電について何でも反対というわけではありませんで、その証拠に毎年太陽光の関係の税金がふえているのは、立地的に問題がないところについては、特に反対意見を述べずに農業振興地域の適用除外とか、いろいろな行政上の許可についておろしているところがございます。ですので、あくまで周辺住民の意見などを聞いて問題がないというところであれば協力をしているところがございます。

公有地、ご指摘ありました高田荘グラウンドとか、それから阿野沢のグラウンドとか、そういったところも確かにあいているところでまだ利用計画が決まってないところではありますが、まずは隣接の住民ないし施設の方に意見を聞いて、景観上そういう計画はやめてほしいという話があった場合は、町としてはなかなか公有地に太陽光を導入する方向で進めるというのは難しいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） そうですね。もちろん反対があれば反対を押し切ってまでやれとは私も言いません。町のどうしても税金、あるいは税金が減っていますし、交付金も今減らされている中でありますから、新たな税金を考えると本当に太陽光しかないのかな、現時点ではそれしかないのかなと思っております。30年前、40年前ゴルフ場ブームがございましたけれども、今は本当に日本全国太陽光発電で力を入れている市町村がかなりあります。それに乗り遅れないようにするのも町長の腕なのかなと私は思っております。

この太陽光では税金のほかに町では桂の保育所跡地で年37万4,800円掛ける20年間、そして山びこの郷グラウンドで年150万掛ける20年間が入ってきます、賃貸料で。そしてこの場所は、跡地原状回復保証金という名目で、要は25年、30年たった場合にそのパネルを撤去するという撤去費用を今町で預かっている、これがかつら保育所跡地で年17万2,800

円ですか、これを20年間預かるのでしょうか。さらに山びこの郷のグラウンドでは年43万2,000円掛ける20年間です。このような形でつまり原状回復保証金をいただき契約を結ぶと、これ町が見本となって見せつけるというか、見本を見せれば農家の皆さんも町でもそういうことをやっているのであればやってもいいのかなという農家はあると思うんです。ですから、やはり20年後、30年後に廃棄物として置いていかれたのでは確かに問題になります。ですからそういうふうの問題にならないためにも町でやっている原状回復保証金というのを皆さんももらってくださいと、そういうふうにPRするべきだと私は思うんです。ですから、その辺町でPRできないかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それではお答えをさせていただきます。

その太陽光発電に関しましては、おっしゃるとおり廃棄物となった後どうするのかといった問題も発生するかと思います。今後今も城里町各地におきまして太陽光発電の計画が今も複数規模が大きいものも含めて動いているようですので、そういった計画のときには城里町でやったこういったこともしっかりと地域住民の方ですとか地主さんにお伝えして、こういう枠組みをしたほうがいいですよというアドバイスをしていきたいなと思います。私有地で行われるものに関しましては、町として強制的な力は及ばないんですが、そういう状況でありますけれども、そういったアドバイスはしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 太陽光というのは原発の代替エネルギーということで、20年間保証してくれる事業でございますので、私は町としても立派な税収となると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それでは次に移ります。

最後になりますが、うぐいすの里、山びこの郷についてお伺いいたします。

1つ目、年度別の売り上げ状況はどうなっているのかをお伺いいたします。過去3年間をお願いいたします。

2つ目、宿泊施設、キャビンの状態は現状どのようになっているのかをお伺いいたします。

3つ目、今後の方針を伺います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に答えさせていただきます。過去3年間の売り上げを申し上げます。

うぐいすの里、平成25年度191万4,777円、平成26年度29万8,040円、平成27年度36万2,340円です。

続いて、山びこの郷にまいります。25年度101万650円、26年度143万5,360円、平成27年度126万2,540円でございます。

続いて、キャビンの状況でございますが、うぐいすの里につきましては、宿泊用8人ケビンA2棟、4人用ケビンB10棟、4人用バンガロー8棟は、全て電気、水道の使用を廃止し、ガスボンベや備品を撤去してあります。現在は老朽化が進み、特にケビンBの劣化がひどい状況となっております。

山びこの郷につきましては、8人用ケビンA2棟、5人用ケビンB14棟のうち劣化がひどいものがあり、残りのケビンにおいても老朽化が進んでいるのが現状でございます。

今後の方針ということでございますが、総合野外センターの3キャンプ場につきましては、今後運営の見直しや将来への方向づけを定めていくことが必要であると考えております。既に皆さんもご存じのとおり山びこの郷につきましては、旧七会中学校に移転し、平成31年3月をもって廃止する予定でございます。うぐいすの里につきましては、現在定まった方針はございませんが、将来の方向性をこれから検討していきたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） うぐいすの里の売り上げが191万、25年ですね。26年が29万8,000円、27年が36万2,000円と、山びこの郷が25年が101万円、26年が143万5,000円、27年が126万2,000円ということで、うぐいすの里が本当にここ3年ぐらいバーベキューもできないような状態で売り上げがかなり減っております。30万前後になってしまって、しかしながら支出のほうはうぐいすの里も1,000万ぐらい人件費と維持管理で出ていると思います。そのほかうぐいすの里の地代が198万円、山びこの郷の地代が260万円、これは別途会計といいますか、町のほうの会計から支払っているわけでございますが、ただいまの町長のあれですとキャビンは8人用がうぐいすが合わせて4人と12棟あるんですか、山びこのほうが16棟あるんでしょうけれども、かなり傷みが激しいキャビンもあるということですが、確かにここ地震の後四、五年使っていませんから傷みの激しいキャビンもあるんだとは思いますが、掃除をして使えるような状態であれば、使用できるような状態であれば私はもったいないですから、現状のまま1年契約ぐらいで都会の方々に1棟10万円ぐらいで貸せればなと思ったんです。このままにしておくのももったいないですから、そういうふうには思ったんですが、かなり傷んでいるところもあるというようなこととガスボンベを外してしまったとか、水源がないというような水道ですね、それもないというよう

なことでもありますので、それであれば直してまで貸す必要はございませんけれども、例えば本当に掃除してでも貸せるのであれば都会の人ですから1棟10万円ぐらいなら飛びついてくれるのかなという感じを持ったものですから、使えるところがあればそういうのもいいのではないかなと思うんですが、町長の考えをお伺いします。

また、今後の方針で運営の見直しをするということで、山びこの郷はただいま町長がいましたように七会中のほうに移転するというので、31年に廃止ということでございますが、この返す場合、返す時期は31年で廃止ですからもう31年中に返すんでしょうけれども、どのような返し方をするのか、またお金がどのくらいかかるのか、2年後ぐらいですから大体は計算もしているのかなと感じを持っているんですが、その辺わかっていけばお聞きしたいと思います。あの場合はもとのとおりにして返すものなのか、その辺がどういう約束をしてあったのかちょっとわかる範囲で結構ですけども、あるいは後でも結構ですが、今2回目でしたっけ、質問。それをお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは回答させていただきます。

使えるキャビンがあったら貸し出してはどうかというご質問でした。しばらく建物の中に入っていない状況ですので、掃除程度で使える建物があるかどうかちょっとわかりませんが、現状をもう一度確認して検討していきたいというふうに思います。

それから、基本的にお返しするときは現状復旧というか、建てた建物は解体撤去していわゆる更地にしてお返しするというのが基本なのかなとは思いますが、あとは地権者の方とご相談して、地権者としてこの山びこの郷の跡地をこういう用途に使いたいという考えがあればそういったこともよくお伺いしながらお返しの仕方について考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 金額はわからないと言ったんだよね。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） その土地をお返しするに当たっての費用の見積もりはまだとっておりませんので、正確には答えられませんが、その後どういうふうにするかによってまた費用のかかり方も違うのではないかなというふうに考えております。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 跡の使い方と今町長言いましたけれども、返すのではなくて跡

の使い方、確かに返すのも本当に面積が広いですから、もとに戻すといってもかなり金額がかかるような気がします。であれば買ってしまったほうが安いのかなという感じも持ちます。

そこで、うぐいすの里のグラウンドはアーチェリーで利用しているというようなお話も聞いておりますが、先ほども聞きましたけれども、うぐいすの里の収入が30万くらいですから、アーチェリーで使ってその使用料などが入っているんだと思いますけれども、山びこのグラウンドのように繰り返しになりますけれども、太陽光にしてもいいのかなという感じを持ってしまうんです。先ほど申しましたように跡地原状回復保証金という名目で町でやれば間違いはないですし、賃貸料も入れば税金も入るということですので、アーチェリーの場合は別なグラウンドでもなんかできるような感じを持つんですよ。アーチェリーの方に怒られるかもしれませんが、でもやはり30万の収入で1,000万かかっているんですから、900万以上の赤字でなおかつ町のほうでも先ほど言いましたように200万ぐらいの地代を払っているわけですから、ですからそういうことを考えれば南條議員も言いましたけれども、本当に真剣に考えていただきたいし、精査して。

山びこも本当にお金がかかるのであれば買い取ったほうがこれは地主さんもいることですから、買い取ってやはり太陽光でもやったほうがいいのかなという私は思ってしまうので、最終的にはそこへいってしまうんですが、私は町の税収を考えて言っているわけですから、その点ちょっと町長にお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。質問に回答させていただきます。

うぐいすの里、山びこの郷ともに収入がほんの少ししか上がらないのにどちらも1,000万くらいの財政投入は毎年続いているということで、本当に大変な問題だという認識はございます。跡地利用につきましても太陽光などご提案いただきましたが、しっかりと今後検討や議論をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） ありがとうございます。町の税収は年々減少していますので、歳出についてもよく精査をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で8番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

また、議員各位には議員控室のほうでお待ちくださるようお願いいたします。

午後 2時08分休憩

午後 2時20分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林祥宏君） 異議なしと認めます。

続いて、通告第5号、5番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 5番三村孝信です。それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

まず最初の質問ですが、石塚小学校の学童保育について質問をいたします。

学童保育については、畜連の跡地を町が購入し、その利用ということでスーパーハウスを建て、設置して運営をしているということだと思います。

当時、平成11年ですか、畜連の跡地を経済連より8,000万で購入したというようなことをお聞きしております。

この購入の当時は、町の目的としては小学校が近いということで、駐車場に利用というようなことも念頭にしての購入、また将来的には利用価値が高いという判断のもと、購入したと聞いております。

そこでお尋ねしたいんですが、スーパーハウスは2棟続きになって建っていますが、この後から右側は、向かって左側、後から建てています。それでさえ既に13年近くたっていると思うんですが、古いほうのスーパーハウスを設置したのは何年ぐらいかわかりますかね。

あそこの学童保育の関係者から聞いた話ですが、床も傷んでいると。カーペットを敷いているんだけど、そのカーペットも汚れがひどいと。また、非常に天井も低くて、夏の暑さ、冬の寒さ、冷暖房は入れてもらっているけれども、厳しいものがあるというようなことを聞いています。

こういう声を聞いて、学童保育も何とかしなければならないということで、町長も考えていると思います。

そこで、肝心な点なんですが、スーパーハウスの劣化、その第1点はいつごろ建てたのか。

それで次なんです、この学童保育を、常北幼稚園が廃園になるので、その後の幼稚園の施設を学童保育に利用するというようなことを町長が発言しています。

これについて、町長の、もう一度考えを聞きたいのと、それから幼稚園を廃園する1つの理由として、建物の劣化、雨漏りがしているとか、そういうことがその理由の1つにあったはずで、そのまま利用するというのは厳しいのかなと。

そうすると、耐震や、それから改修や、その費用も見なければならぬでしょう。そういうことも含めて、町長の答弁を求めたいと思います。

第1回目の質問です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それではお答えさせていただきます。

石塚小学校の学童保育、放課後児童クラブでございますが、55名の児童と7名の指導員がおります。

建物は、平成16年に建てられたもので、築12年でございます。

ご指摘のとおり、簡単なプレハブですので、劣化も進んできております。

クーラーをつけても、夏は温度が下がらず、プレハブの中で熱中症になった子供も出ていると聞いております。

このような劣悪な放課後児童クラブの建物は、石塚小をおいてほかにはございません。

ほかの放課後児童クラブでは、もっといい環境で放課後児童クラブのサービスが提供をされております。

そういった意味で、いつまでも老朽化したプレハブで放課後児童クラブをやるわけにはいかないというふうに考えております。

じゃ、どうするのかということですが、常北幼稚園が閉鎖になるということで、少なくともあのプレハブよりは立派な建物ですから、確かに補修費はかかるかもしれませんが、補修費をかけてエアコンを入れれば、ずっと快適な放課後児童クラブの建物になるかと思っております。

それ以外の可能性としては、今年石塚小学校のクラスが3クラスから2クラスに減りまして、二、三年しますと空き教室が3クラスぐらい発生しますので、より工事費の少ない、案としては石塚小学校、今まで空き教室が一切なかったんですが、空き教室を改修してそこにエアコン等を入れて、放課後児童クラブにするというのも、もう一つの案としてはあり得るかもしれません。

それから、一番お金がかかる案としては、建物を新築して放課後児童クラブをやるというのも案としてはあるかもしれませんが、幾つかの案が考えられますが、いずれにしても、指導員の方、それから利用者の保護者の方、そういった方と意見を交わしながら、

あるいは学校の先生とも意見を交わしながら、計画を立てていきたいと思います。

まだ、あと2年ありますので、もうちょっと時間をかけて議論したいなというふうに思っております。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 今の町長の答弁、廃止した幼稚園を利用するという考えというのは、議員の皆さんも初めて聞かれたんじゃないかと思うんです。

町長のそういう考え方は、非常にフレキシブルに、いろいろアイデアを出してくるので、受け手のほうが慌てているようなところが見受けられるんです。

こういった話が、教育長等とどのような連携だったのか、その辺を教育長、ちょっとこういう話というのは、以前から、幼稚園を廃園するというような話が出た時に、こういうことはあったのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 5番三村孝信議員さんの質問にお答えします。

廃園ということが決まって、いろいろ打ち合わせをしていく中で、確かにその後、放課後児童クラブとして使うのも1つの手ですねという、そういう話がありました。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

幼稚園を廃園するという理由の1つとして、幼稚園、老朽化して、あの施設が使えないということを我々は前から聞いていましたので、そこを再利用するということだったので、方針を転換したのかなという感じで受けとめました。

町長が言ったように、先ほど3通りあるということなんでしょうが、もう一つ私は、町長の3番目の案、あそこの施設を建てかえるという、3つ目の提示されましたが、一番お金かかると言ったんですけれども、あれだけの町有地を、駐車場に使っているというのは、少し考えていただきたい。

学校関係者はPTAの集まり、運動会があると、駐車場が必要なんだよというけれども、年に何回ですか。

しかも、ここの石塚小と常北中は特異なケースだと思うんですよ。小学校であれだけの大きな駐車場を持っている。常北中にしても、周りに公民館があって、町営駐車場があると。こういう条件は余りない。

多くの小学校は3キロ圏ですよ。合併して学区が大きくなったところはあれですけども、子供たちは徒歩で通っている範囲ですよ。これは当然、親が、自動車がなければ来れないという距離ではないはずですよ。

そういうことを考えると、あれだけの広い町有地を有効に活用するという点で言うと、町長が言った3番目、リニューアル、新しくするという、そこに私は、あの地区というのは、これから人口増加が見込める、常北地区の中でも非常にポテンシャルを持った地区だと思います。

学校施設があり、ショッピングセンターがあり、ドラッグストアがあり、ホームセンターがあり、病院もある。歯科もある。

そういった環境を最大限に利用して、宅地開発、人の流れ、そういったのをあの辺に集中すべきではないかと思っているんですよ。そうしたときに、あの町有地は非常に有効な場所になると。

これは、子供たちだけじゃなくて、あの地域の人たちが集まれる、そういった施設を設置できるチャンスがあるというふうに考えています。

コミュニティーの機能、それからいろいろな児童館のような機能、図書館のような機能、図書室のような機能、そういったものを併せ持った複合的な施設をつくることも可能ではないかなということも1つ提案しておくので、町長、大胆な発想で頑張っていますから、1つそれも頭に入れておいていただければと思います。

続いて、2番目の桂地区の学校編成についてに移ります。

さて、合併をして10年以上過ぎたわけですが、さま変わりした点は、やはり役場のこの庁舎、それから職員の顔、メンバー、職員構成、それから議員の数、こういったものは目に見えて変わりました。

もう一つ、学区が学校の廃校、統廃合、非常にさま変わりをしました。

今回、桂中と、それから沢山小、桂小の編成についてお伺いするのは、1つは小松小の例があるからであります。

小松小は、体育館を新築して、恐らく2年くらいで廃校になっていると思いますよ。合併してすぐのころですけれども、考えられないようなことです。

小松小が、東日本大震災があって、耐震の関係があったということなんですが、非常に残念な結果だったと思っているんですよ。

今、それは桂中学校の体育館を今建てています。これも地元の方は念願であったろうし、大いに活用してもらいたいと思っているわけですが、さて、そこで七会中の例を考えてみてください。

七会中は、合併後、常北中に吸収されるような形になるんですが、その発端となるのは、子供たちの部活動というのが大きかったと思うんですよ。

特にチームスポーツは、単独でチームが組めないということで、隣接する学区には希望すれば通学できるという制度があって、七会中から常北中へ転校すると。それが七会中廃校への引き金になったというふうに感じています。

そこで、桂中においても、新しい体育館ができました。しかし、部活を継続していくの

には厳しい人数ですよ。

そうした中で、また七会中と同じように、部活動のために常北中へ転校するというようなことになったときに、小松小の体育館のようなことが起きないかと、そういう心配の上、質問をしております。

桂中学校と沢山小、桂小の編成について、町長、それから教育長、どちらでも結構ですから、将来の見通し、それと今話した部活動について、ちょっと触れてもらえるならば、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 5番三村孝信議員さんの質問に答えさせていただきます。

結論から申します。桂地区の学校編成については、当面は現状のままで、学校編成は考えておりません。

といいますのは、桂中学区の児童生徒数は確かに減少傾向にあります。

しかし、小学校においては複式ということは、当面、当分の間行わなくていい状態にあります。当面というのは10年ぐらいということです。そういうこと。

それから、また、桂中学校においては、現在どの学年も2クラスずつあります。ただ、来年度からは入学者が41名を切る、41名というのは2クラスになる最低限の人数ですが、それを切る状況が発生してきます。

しかし、これも当分、というのは小学校1年生よりもうちょっと後ぐらいが入学するまでは、35名から40名のところを維持していくという状況にありますので、間違いなく1クラスは、今35人学級というのを県が進めておりますので、完全にそれに移行すれば大丈夫ですけれども、当分の間は1クラスは確保できるということです、大丈夫です。

中学生の部活動について、これについてもちょっとお答えします。

確かに厳しい状況にはあります。今年度の新人戦では、野球部は部員が6名ということで、ローカル大会、常北近郊大会、以前言っていた、今常北フェスという名前になっていますが、そういうローカルな大会においては、桂中学校が常北中学校から生徒を借りて出場できるという状況にあります。

今年度も、いろいろな大会については、常北中学校からお借りして出場させていただきました。

ただ、中体連が主催する大会における合同チームというのは、どちらも成立しないという学校同士が合同でチームを1つにして参加することはできるという、そういう決まりができていますので、それで出場できます。

ただし、なかなか、もう2校しかありませんので、常北中学校はもう常北中学校だけで出られますから、常北中学校と一緒にすることはできませんので、ほかの学校とという

ころが、同じ学校の中でシニアに行っている子供たちとか、そういう子供たちを借りて、9名にして参加をするということは可能ですので、そういう形で参加をして、中体連の大会もできた。

ただ、サッカー部と野球部と2つありますので、この辺のところはなかなかこれから大変だろうなということで、中学校のほうでは今、体験入部というのを、夏休みとか、あるいは冬休み、そういうところで実施をして、小学校から入学してくる子供たちを、こういう形で割り振ってははどうでしょうねということで、体験入部をして、その部活動を維持していくということをしております。

それからもう一つは、これは教育長会のほうですけれども、水戸から来た、石岡から来たと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、とにかく生徒数がどんどん減少していて、なかなか部活動が成り立たなくなっていると。

そういう中で、同じ町村ならば、同じ地区の中ならば、ほかの学校から借りても、中体連の試合でも参加できるようにしてほしいという申し入れをして、高校のほうは、大分その辺のところは緩くなってまいりましたので、中体連のほうも、そういうことを視野に入れながら、今動き出してくれそうな状況にありますので、そういうところを見ていくということが出来ます。

それからもう一つは、城里町の小・中学校、かなり学力が高くて、県の平均あるいは全国の学習学力調査の結果を見ても平均を上回っております。

特に桂中学区は、学力が結構高くて、それを基盤とした特色ある学校づくりというのをやっていけると。

これからは、小学校に英語科というのが2年後に入ってきます。

そういうところで、小中連携という形で、学校と学校が近くにありますので、中学校の先生を小学校へ持っていく。常北中学校の先生を石塚小、常北小に行って、その英語の授業をすることもできるというようなところで、特色ある学校づくりというようなところにも力を入れていくことができる。

こういうことからいきますと、やはり常北中と桂中の2校を存続させて、切磋琢磨しながら生徒の育成を図っていったほうが、これから先の優秀な子供たちを育てることができないのではないかとこのように考えています。

また、義務教育学校という制度も、今年度からスタートしました。

ただ、水戸市は今まであった国田小・中学校をこの義務教育学校にしました。今度視察に行つてこようと思っておりますが、笠間市も笠間南小、南中を義務教育学校にする。小美玉も玉里地区を義務教育学校にするというようない計画があつて、来年度それをスタートするというような状況にあります。

ただ、その辺については慎重に、メリット・デメリットがあると思いますので、そういうところをしっかりと押さえながら、これからそういうところも視野に入れながら考えてい

きたい。

今のところはそういうことで現状のままで、再編は考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

編成というのは考えていないということなんですが、教育長からは一步踏み込んだ、義務教育学校という答弁が出てきましたので、それについてちょっと触れたいと思っております。

この再編というのは、人数だけの問題ではないので、提起したんですよ。

それは、岩船小学校、それから沢山小学校も、沢山小学校にしてもかなり老朽化しているわけですよ。

桂中学校は校舎も、そして体育館も真新しいわけで、将来的に考えれば義務教育学校というような形で桂中学校を使うという形が、私はいいのではないかなと思って、まず提案したいと思っております。

それで、再編についてはいいんですが、部活について、確かに朝、夜明け前に部活に行く子供たちを見かけるんです。

日曜日、試合か何かあるのかもしれない、朝練があるのかもしれないんだけど、指導する先生、生徒、生徒は好きでやっているというのものもあるかもしれないけれども、3年間、高いモチベーションを持って取り組めるわけでもないでしょう。

そういう中で、やはり適切な休養、そういった指導をやはりすべきではないかなと思っ

ているんですよ。

一部の子供に聞くと、試合疲れ、毎週のように試合が組まれていて、試合疲れをしていると。

やはり、試合をするときめきがなくなっているというようなことを、それはそういう人もいるし、毎試合、毎週毎週試合が楽しみだという人もいるでしょうから、一概には言えないんですが、そういう、教育長、指導する先生の負担、それからそういう子供のそういうケア、そういったのに対してはどのように考えているか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 5番三村孝信議員さんの質問にお答えします。

時期をいつもというわけではございませんけれども、大会の前とか、そういうところで朝練習、あるいは放課後の延長練習というようなことを実施しているのは確かです。

ただ、ちょっと過熱してきて、朝早くから生徒が集まっている。

実は、今朝も向こうの旧給食センターのところに車を置いて、こっち歩いてくるんですけども、きょうはちょっと早めに私来て、7時5分ぐらいに常北中学校の校庭のところを見ながら出勤しました。

ちょうどこの野球部の子供たちが、並んでおじぎをして、練習をこれから始めようと、あるいはサッカー部の子供たちも練習を徐々に始めるというような状況でしたので、この辺のところは顧問のほうにも、校長を通してお願いしながら、7時半ぐらいのというようなところで、朝練のほうはその辺が一応決めてある時間ですので、そういうところで動いてほしい。

ただ、七会から来るバスの時間とか、そういうところも、時間の関係もありますので、その辺のところはぴたっとというわけにはいかないと思います。

でも、そういうことで大変なことにならないようにということで、お願いはしてあります。これからも、その辺のところはお願いをしていこうと思っています。

以上です。

先生の負担ですが、顧問が1人というわけではございませんので、交代交代でというようになところも対応しております。

ただ、熱心な先生は、それでも毎朝、その時間に来て子供たちを見守っているというのが現状であります。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 私は、部活動を制限しろとは言っていないんですよ。

めり張りのある部活をやるように心がけてほしいと、休むときは休む、やるときはやると、そういうのをやらないと、指導者も生徒たちも疲れ切ってくると思っています。

私の家の隣が、夫婦して学校教職員をやっているんですが、朝、夫婦とも、7時前ですよ、出かけていくのは。帰ってくるのは9時過ぎ。

それを考えると、部活を持っているとは言っていましたけれども、やはり負担はすごいのかなと思いました。

部活動については、町長は高校時代、ラグビーをしていたということなので、町長の部活に対する率直な、今までやりとりから聞きたいと思っているんですが、どうですかね。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

5番三村孝信議員のご質問にお答えをいたします。

部活動に関する私の考えということですが、私、ラグビーでしたが、今もそうですが、昔からラグビーは15人チームメートをそろえなければいけないということで、なかなか1

つの高校でチームが組めなくて、むしろほかの学校と選手の貸し借りをしたりとか、あるいはほかの部活から選手の貸し借りをして大会に出るとというのが、いつも当たり前の状態の部活でした。

ですから、今、桂中学校におきまして野球部の部員が足りないということですが、私は自然に、ほかの部活から人を借りてきて出るとかというのは、全く抵抗がないことだなというふうに、私は感じているところです。

また、全然別の観点ですが、部活動がある程度、逆に人がたくさん集まって、全員が選手で出られなくて、補欠でベンチを暖めるというふうな、逆に人数が多くなってくると、そういう部活の形態もあるわけですが、それもまた、人生早いうちに挫折を味わうということで、そういうこともいいものですし、人数が少ないなら少ないなりの苦労がありますし、人数が多いところでは多いところなりの苦労があって、それはそれぞれ自分が入った学校の中で人生経験を積んでいくものかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

ラグビーという、非常に町長らしいスポーツかなと。ONE FOR ALL、ALL FOR ONE。役場みたいなものだなと思った次第であります。

さて、続いて次へ行きたい、最後の質問です。

スポーツによるまちづくりということで、これは提案という形ですので、町長の率直な思いを述べてもらえればそれで結構です。

まず、スポーツについては、ホーリーホックも1つ、プロのスポーツ団体ですが、シクロクロス、それからトレイルランと、いろんなイベントを開催しました。

そういう中で、シクロクロスも七会とふれあいの里だったんですが、あとトレイルランは御前山ということで、一般の多くの町民は目にするのがちょっとできなかったというのは残念なんですけれども、町民の健康づくりを考えた上でも、スポーツを推進していくというのは非常に大事なことだと思っております。

そこで、1つ、1番目はカヌーということを入れたんですが、これは実は、私の30歳ぐらいの時の経験が、カヌーで川を下ってきたという経験があって、ぜひ提案したいなと思ったもので、入れました。

それは、旧御前山村の伊勢畑というところに、なかよしキャンプグラウンドというところがありまして、ここでカヌーを半日やると、車で野田橋、ちょうど茨城と栃木の県境になるんですけれども、そこまで運んでいってくれて、そこからそのキャンプグラウンドまで川を下ることができた。当時で5,000円ぐらいでできたと思うんです。

その経験をして、こんなにすばらしいものかと思った記憶があるんです。

まず、音、本当に静かで、水の音、鳥の鳴き声とか、本当に聞こえてきます。

それと、景色が一変します。車で見ている川、それから散歩で歩いている川とか、自転車乗って見る川、橋の上から見る川と全く違う視点で見られるということで、1つのショックを受けました。

実は、このリバーツーリング、川下りなんですけど、1つのよい点として、城里町だけでは完結しないということがあると思うんです。流域の自治体との連携が必要になります。

いろいろな活動をともしることによって、各自治体間の交流も深まるし、また参加者も交流を深める、そういう中で恋が芽生えたり、町長が言っている婚活に効果があるかもしれないし、そういう面でカヌー、それをぜひ、桂の道の駅のところで、県があそこを整備するという時にカヌーというような話も出たと思うんですよね。

そういうことから、このリバーツーリングというようなことまで発展させて、考えてみてはいかがかなと思って、ご提案ということなんです。

町長、答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

5番三村孝信議員のご質問に回答させていただきます。

那珂川を活用した川下りを観光の目玉としてはどうかというようなご質問だったと思いますが、今、城里町では、常陸大宮市とともに御前山観光DMO事業ということで、連携して観光振興を行っているところでございます。

そういったプロジェクトの中で、川下りというのを取り入れる、あるいは笠間市、茂木町、益子町、城里町の4市町村で連携している婚活連携事業がありますけれども、その中でイベントとして川下りを入れるということも、確かに考えてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） ありがとうございます。

この川と親しむというのは、かつて那珂川が大洪水を起こす前、まだ先代の千代橋があるころ、古い、水戸J Cが中心になって、いかだ下りをやっていたんですよ。

これは夏の風物詩で、多くの今の城里町民も参加して、この議員さんの中でも参加した方もいらっしゃると思うんですよね。

それは、非常に人の目が、川へ行ったんですよ。

どうしてやめちゃったのか、非常に残念なんですけど、もう一つ町長にお願いしたいのが、国交省は川を利用する人たちのマナーが悪いとか、それから騒音がうるさいとかと言うと、

そこの進入路をストップしちゃうんですよ。

そうすると、家族で行って、きちんと河原でバーベキューをして、きちんとごみも持ち帰って帰ってくる、また、ちゃんときちっと釣りを楽しむ、そういった方の楽しみまで奪うんですよ。

1つの例が、千代橋の下の大きな河原があるんですが、そこは入れなくなっちゃったんですね。

こうして、川を使っているんなものを、イベントをやろうという、そういうときに、こういう国交省の態度ではいかんと思っているんです。

ですから、この辺も町長、ぜひ申し入れをして、あれは向こうは那珂市ですよ。連携して、ぜひマナーを守って利用をするような方法をとって、そして開放するという方向が、私は必要かなと思っています。答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

5番三村孝信議員の質問に回答させていただきます。

マナーを守ってしっかりと川の活用というのを進めてまいりたいと思いますが、今、城里町と国交省では、かわまちづくり協議会というのをつくって、互いに協力し合って川を使った地域活性化の事業を行っているところでございます。

毎年行っている御前山ハイキング&ストーンアートなどのイベントは、国交省と城里町の共同作業による観光のイベントとなっております。

また、次の週末になりますが、ごみゼロ作戦ということで、道の駅かつら周辺においてごみ拾いボランティア活動なども行ってまいる計画になっております。

こういった国交省との共同作業をさらに充実させて、那珂川を有効活用した観光やレジャーを推進してまいりたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、3回目の質問をさせていただきますが、サイクリングロードというか、これはサイクリングコースと考えてもらえばいいと思います。

この提案は、実は、歩くウォーキング、エクササイズウォーキングなんかでも足腰は維持はできるというんですが、筋力をアップするにはやはり自転車、そして平衡感覚やなんかが認知症の予防になるというようなことをいわれています。

そこで、自転車を利用した町民の健康づくり、そしてサイクリングのコースをつくることよっての観光客誘致、そういったことを兼ねて質問をさせていただきます。

この自転車のサイクリングというのは、県でも、つくば霞ヶ浦りんりんロードが開通したということでありまして、自転車専用の県道としては81キロ、日本一だというようなこ

とが新聞に出ていました。

また、NHKのBSで火野正平さんのところ旅、それからチャリダーというような自転車の番組が好評を博しています。

実際、火野正平さんのところ旅では、城里町が絶景ということで取り上げられて、放送されております。

そうした中で、例えばホロルとか、そういったところにサイクルベースをつくり、そしてコースを整備して、レンタサイクルとかそういうのも準備して、利用できる、そういう考えがあるかどうか、お願いしたいと思うんですが、ちょっと質問の、間違いまして、抜かしてまして、非常に残念なんです、ちょっと聞き切れないので、ちょっと2人、町長とそれからあと、まちづくり戦略課長に、順番はどちらでもいいんですが、答弁をお願いしたいと思うんですよ。

これ、自転車とレンタサイクルを入れる場合に、ちょっと注文をしておきたいのは、ママチャリのような自転車では全く問題にならないので、やはり、どのような自転車を考えるか、これ、戦略課長、自転車に詳しいと聞いていますので、ちょっとお尋ねしたいので、そちらは戦略課長のほうから答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

5番三村孝信議員のご質問に回答させていただきます。

自転車のサイクリングコース整備、それからレンタサイクル等を活用したホロルの湯、あるいはふれあいの里の活性化に関するご提案をいただきました。

ちょっと、今初めて聞いたところだったので、ちょっとどうするかというのが、言葉が出てこないんですけども、確かに今、自転車に関しましては、大変人気のスポーツになっておりますので、今、ふれあいの里の敷地内だけでシクロクロスということで走っておりますが、そこから外へ出たサイクリングというのも、大変楽しいものだと思いますので、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

残りの実務的な面に関しましては、まちづくり戦略課長より答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

〔まちづくり戦略課長鯉淵弘之君登壇〕

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 5番三村議員のご質問にお答えいたします。

現在、幅広い年代の方の健康増進志向や、環境保全志向などが期待されております。

三村議員が提案していただいたホロルの施設等を拠点としたコースづくり、自転車の貸し出し等を含めた観光集客増を狙いとした整備を含め、シクロクロスを開催しております

団体、指導者等に相談しながら、所管といたしましては検討をしてみたいと思います。
以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

心を残しながら終わりにしたいと思いますが、1つは、これだけ言わせてください。

常北高校で、ツールド常北というのをやっているんです。あれを拡大して、ツールド常北町民版というか、大きな大会なんかに将来育てていければ、また町の活性化になるのかなと思います。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で5番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第6号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。
12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ギャラリーもない中で質問という形ですけども、答弁される課長の皆さん、少し肩の力を抜いていただいて、にこやかに答弁していただければと思います。

先ほど、河原井議員の質問の中に、町長が文化財の意義を述べました。実は私も同感であります。

10月、12月と、ある町の文化財を見てまいりました。10月は雨が降って、上まで登れない状況だったものですから、11月に30分、片道かけて登ってまいりました。

この文化財は、室町中期につくられた山城であります。その頂上に、このような言葉が書いてありました。「先人からの思い、そして現在を生き、引き継ぐ心、それが文化の宝です」という言葉です。

1万6,500人の人口で、136億の一般会計を持っている自治体であります。

道の駅3カ所、そのほかいろいろと、例えば麦わらづくりの家についても、集落全体が国の文化財、また、博物館も麦わらづくりでつくってあります。そのほかにも、集落が麦わらで保存をされているような場所があります。この場所は福島県の南会津町であります。それでは質問に入らせていただきたいと思います。

12番杉山 清です。

5項目10点について質問をさせていただきます。

まちづくり、インフラ整備、水の問題、また安全・安心の問題、夢、希望等について、町長並びに関係課長には明確な答弁を求めます。

初めに、インフラ整備について1項目4点。

県都水戸を中心として、隣接自治体6自治体で4車線道路もしくはバイパス道路が完成

していないのは城里町だけです。

城里町にとって、国道123号線は大動脈であります。整備ができないことは、町の発展を阻害することでもあります。

幸い、石塚地区は一部供用化となり、さらに先月から坏地区2工区が着工の運びとなりました。

今後、水戸方面への延伸工事はどのように計画されているのか。

また、バイパス工事と並行して、関連町道整備は旧石塚地区の活性化に必要不可欠であり、城里町全体の発展に重要であると思います。

バイパス工事と、バイパス工事に関連する町の整備についてお伺いをいたします。

町道8-0620線、茨鉄軌道敷関連についてお伺いをいたします。

国道123号線バイパスの一部開通に伴い、手這坂への大型車は通行止めとなり、大宮方面に向かう大型車両は町道8-0620線へ迂回する車両が多くなっています。

路盤が大変、町道は軟弱であります。最近破損が目立ち、また大きな段差や長いクラック、さらには西側に土地改良区の大排水が通っております。

この大排水ののり面が道路から押され、ガードレールが大きく傾き、自転車またはバイク、小型車両にとっては通行に支障があるという、また安全面でも対策が求められると思います。

この町道は、北に行きますと県道徳蔵阿波山線とつながります。多くの車両はその阿波山線の阿波山十字を左折することとなりますが、阿波山地内は学童の通学路でもあります。

近年、大型車両による左折への巻き込み事故が大きく問題になっていますが、阿波山十字を県道から123号線へ左折するには、大きくセンターラインをオーバーし、また国道から右折する車に対しても大きな妨げとなっております。いずれにしても、大変危険であります。

町道8-0620線の安全対策をお伺いをいたします。

国道123号線払い下げ区間についてですが、先ほどもバイパス工事でお話ししましたが、坏地区のバイパス工事が終了しますと、手這坂、根小屋橋も含めて、坏・石塚間の国道123号線は町道に認定になりますが、大きく2点お伺いします。

1点目。根小屋橋の改修は完了前に引き渡しなのか、それとも完了後に引き渡しなのか。

2点目。手這坂は国道123号線ではありますが、笠間太田線の県道61号線でもあります。

維持管理を考えますと、町の支出は大きいと思います。手這坂は今後も県管理でお願いできないか、お伺いをいたします。

4点目。県道錫高野石塚線についてであります。

高久地内の工事もきょう、12月7日までの期間という形で完成になります。完成しますと、交通量もさらに多くなると思います。栄橋から石塚方面へ300メートル東側ののり面

が崩落してから1年以上経過しています。

道路にも最近は変化が出てきました。この間、青いビニールシートが張られ、シートの傷みも限界ではないかと思われます。

先日も見てまいりましたが、一番初めの土砂崩れの時は、下の用水まで来て、用水はきれいに土砂が上げられていました。

安全も含め、早急なる対応を検討、協議していただきたいと思ひます。

以上4点、よろしくお願ひします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山 清議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、123号バイパスと町道の整備についてということで、国道123号線バイパス工事は7.6キロの道路工事で、石塚地区から坏地区への2キロメートルを重要区間として早期完成を目指しております。

これにより、バイパスに接続する町道についても、交通対策を考えていかなければならないと考えております。

桂地区のバイパスと接続する町道について、拡幅等をしてきちんと整備する必要があるところかどうかしっかりと見きわめまして、快適な道路を構築してまいりたいというふうを考えております。

また、用地交渉、茨城県が進めます延伸に当たっての用地交渉につきましても、町として支援をし、できる限り早く阿波山までの開通をお願いしていくところでございます。

水戸方面への延伸につきましては、現在のところ、まだ着工等の見通しは立っておりませんが、一刻も早く阿波山まで開通させた後、今度は水戸方向へ向かっての延伸をお願いしていきたいというふう考えております。

次に、町道8-0620号線の件でございますが、国道123号バイパス改修工事終了等の交通状況の変化により、地元住民が生活道路として使用している町道にダンプカーの重量車が入り込んでくるということについては、大変大きな問題だと認識しております。

今後、住民生活や子供の通学の支障にならないよう、笠間警察署に交通規制を申し入れることも含めて、関係者と検討してまいりたいと思ひます。

次に、国道123号線の払い下げ区間についてということでございますが、こちらの払い下げのタイミング等につきましては、都市建設課長より答弁をさせます。

最後に県道錫高野線についてでございますが、県道錫高野石塚線の栄橋付近のハウメン崩落は、平成27年9月10日の台風18号によるものでございます。

ご指摘のとおり、崩落箇所をブルーシートで覆っておるところでございますが、平成28年度中に茨城県が復旧工事を行うと、今年度中に復旧工事がなされるということで報告を

受けております。

以上でございます。

○12番（杉山 清君） 町道整備に関しては、1番の質問、バイパスと平行して。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 1番の質問1つ目の町道整備の件でございますが、今後、123号バイパスが桂・坏地区を延伸していくこととなりますが、特に坏小学校の前の道路まで、恐らくそれほど遠くない時期に完成すると見込まれておりますが、高架橋と、それから坏小の前の道路の間の区間で、狭い町道しかありませんが、立派な道路に接続するところがありますから、町道も関連して、バイパスに接続するにふさわしい町道の拡幅をしなければいけないと考えております。

○議長（小林祥宏君） 都市建設課長 桧山正春君。

〔都市建設課長 桧山正春君登壇〕

○都市建設課長（桧山正春君） 国道123号線払い下げ区間についてということでございますが、国道123号の払い下げにつきましては、全線開通時に旧道全線を一括払い下げするのではなく、工事を完了した区間の順番で払い下げが行われることになろうかと思われま

す。

その際、旧国道の補修が必要な場所を管理者に補修させて、払い下げを受けることになります。

なお、手這坂、一級河川江川にかかる根小屋橋等重要な路線、河川につきましては、河川管理者と十分に協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番 杉山 清君。

〔12番 杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 1番目のインフラ整備、これは質問の中にもバイパス工事と並行して関連町道整備という、また、その後、旧石塚地区の活性化という形の中で、私が考えているのは、町内側に道路が伸びない、また反対側に道路が伸びないというのは、やはりバイパスを作って道がないということは、発展が阻害されるのではないかなと思って、これを入れたわけではありますが、はっきり言うと、県道が突き当たっていますセイコーマートの十文字、それから駐在所から水戸方面に出てきて、バイパスに入り口ですよ、水戸から来ると。

その間、要するに信号1基の道路ありますが、この役場へ来るのに、要するに回り回って来るような、また町の中心に来るのに回り回って来るような形じゃなくて、今後のことを考えると、やはり町からストレートに出られるような道路も必要なのではないかな。そういうことで質問を入れさせてもらいました。

バイパスの工事については、さきの議運の席で議長のほうにも、議会としても、ぜひとも推進同盟等つくって、側面から応援していただきたいということも出させていただいて、議長には快く引き受けをいただいたことを感謝しております。

やはり、町長が先ほど言ったように、江戸川区との交流でも、執行部だけじゃなくて、やはり議会も交流を持って、前向きでやっていく、そういうことは大事ではないかなと思っております。

それと、8-0620線、これ、大型車というダンブという形になっちゃうかもしれませんが、ダンブだけじゃないんですね。トレーラー、朝見ると、もう5時過ぎると、あそこを通るんですよ。

この間も、あそこにとまっていたんですが、七、八分とまっていたらば、何台通るのかと、3台通りました。

やはり、時間によっては国道が、どちらなんだかわからないような状況、要するに町道と国道を比べて。

課長にちょっとお聞きしますけれども、町道はたしか路盤、要するにアスファルトの、要するに施工というのは50ミリですよ。国道はそれを二重にして100ミリでやってあると思うんです。

その町道を、国道だってやはり何年か過ぎると壊れるんですけれども、50ミリのところを、特にのり面がきつい、粟の田んぼあたり、それと坏もそうですよ。全部のり面ですよ。

そこを通っているわけですから、要するに土が押し出されるのは当たり前のことです。

やはり、粟地区においては三面する、あれ、恐らく、私も土地改良の理事をやった時に記憶であります、800メートルちょっとあります。

要するに、押し出されるのに、私が危惧しているのは、下は押し出されません。私、理事の時に下、平板を全部コンクリートにしました。そうすると上から倒れてくる。だから、今回みたいにガードレールが斜め30度ぐらいになっているんです。

ですから、その辺をよくご理解していただいて、早目の対策を打っていただきたいと思えます。

それと、払い下げ、わかりました。よく。そういった形で、ぜひともやっていただきたいと思えます。

根小屋橋は特に、構造がものすごく複雑なんです。排水路が坏の、要するに上から下に、そして石塚からもおりている。さらには、要するに橋の、要するに外側に歩道をつくるために、コンクリート柱が2本、要するに建っている。

そうすると、そこに今度は、増水したときに物がひっかかる。そうすると水がはけないと、そういう形ですから、これ、もしできないで上坏地区の水害等、床下浸水等は何件が出ましたけれども、今まで、記憶の中で、あった場合には人災となりますよ。

ですから、その辺、よく、一生懸命努力していただいていることには、本当にお礼申し

上げますけれども。

それと、県道錫高野石塚線、28年度中という形ですので、ぜひとも田植え前、これ、何とかやっていただきたいと思うんです。

田植え時期になっちゃうと雨も降るし、田植え時期ぐらまで、あれ、シートもたないと思います。何とかよろしくをお願いします。

それで、一番初めの石塚地区との連絡等に関して、もう一度お聞きします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

123号バイパスと町道整備についてということで、桂地区の話を知っているという認識で、ちょっと坏地区の話をしてしまったんですが、石塚地区におきましても、やはり123号バイパスの整備に伴う町道整備が必要だというふうに考えております。

信号があるような交差点のところは重要な場所ですので、積極的に拡幅等を考えていかなければならないという、あるいは新しい道路の建設を考えていかなければならないというふうに認識をしております。

また、町道8-0620号線につきまして、貴重なご指摘をいただきました。

町道の傷みが進まないように、速やかに交通規制等の要望を警察署に申し入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先ほども、いなくなっちゃいましたけれども、三村議員のほうから土地の有効利用の中でお話がありましたが、やはり道路ができなければ、そういった有効利用というのはいい方向に向かないと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に、水道事業についてをお伺いします。

業務とメンテナンスについてお伺いします。

この件につきましては、平成22年9月定例会で質問をしました。今回は経過状況をお聞きしたいと思います。

先日、現地視察をしてまいりました。赤沢浄水場は完成し、それに伴う外構、進入路、また拡幅が予定されて、これは年度内に完成するのではないかと思います。

岩船浄水場への配水に大きな役割を持つ岩船第1加圧場、これは工事着工となっております。

今後は、岩船第2加圧場、岩船浄水場の計画という形に進んでいくと思います。この辺

をお聞きしたいと思います。

また、岩船浄水場付近には住居が点在していますが、河川に近くに防火水槽 1 個あるのみです。冬場は河川も凍結し、水利に大変苦慮すると思われま

す。そこで、浄水場建設時に消火栓の設置はできないかも含めて、答弁をお願いします。

それともう 1 点、メンテナンス、老朽化した水道施設は整備、維持、それと補修、点検が必要不可欠であります。

石塚浄水場は、昭和44年から稼働し、47年が経過をしていますが、メンテナンス等にも大変苦慮していると思いま

す。老朽化した石塚浄水場の今後の対応はどのようになっていくのか、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（小林祥宏君） 水道課長河原井 明君。

〔水道課長河原井 明君登壇〕

○水道課長（河原井 明君） 12番杉山 清議員の質問にお答えいたします。

まず、桂地区内の業務につきましてですけれども、これにつきましては、赤沢浄水場の更新は平成24年度から工事を着工していきまして、外構工事、進入路を除きまして平成27年度に完了しております。

岩船浄水場は、取水場から配水されていますが、圧が低くて、なかなか岩船浄水場までは水が行けません。そういうことで、2つの加圧場を設置していきまして、それで送水しております。

現在、岩船第1加圧場は10月から更新工事に着手しております。

今後につきましては、本年度予算に岩船第2加圧場の更新工事、それと岩船浄水場の工事を計上しておりますけれども、工事の進捗状況によりまして、来年度明許繰り越しの見込みとなります。

なお、岩船浄水場につきましては、赤沢浄水場更新工事に伴い、配水場として利用を計画しております。

また、消火栓の設置につきましては、総務課、消防と協議をして検討してまいりたいと思います。

続きまして、メンテナンスにつきましてですけれども、石塚浄水場は町人口の約半数、9,500人の水道水を供給しておりますが、老朽化に伴い、メンテナンスが絶えない状況です。

平成27年度には、浄水、配水の全ての工程を管理する、最も重要な自動制御装置の更新工事、それと今年度につきましては、2つのろ過器修繕工事を実施しております。

水道水供給に支障がないよう、常日ごろからメンテナンスを行っております。

それと、今後の石塚浄水場についてですけれども、今後更新するのか、ほかの浄水場を

増強して廃止するのか、配水場にするのか、いろいろ協議検討をしているところです。

また、国は、人口減少等によります水道使用料の減少、水道施設の老朽化が問題で、全国的に懸念されております。

そういうことで、広域化の推進を進めているところです。

この城里町におきましても、水戸市と、あと茨城県企業局との勉強会を現在開催しておりますが、できるだけ早く、石塚浄水場について方向性を見出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） わかりました。

水道だけじゃなくて、これは時間が過ぎれば、メンテナンスというのはすごくお金もかかってくるし、またその都度、いろんな方向づけというのが大事だと思います。

いろいろ、水戸市、また県はまだなんでしょうけれども、話し合いという形の中はしているようですので、今後やはり、そうかと言ってもタイムリミットはありますので、よい答えを出していただければなと思う次第です。

それでは、消防事務についてお伺いをいたします。

町が合併して11年、そして城里出張所、消防署、これがオープンして、あと4カ月で満10年を迎えております。

私も、これ合併前から消防事務関係をしてまいりました。

先ほど、冗談ではありませんが、本当の話だと思いますが、桐原議員から防災議員だと言われましたが、なぜ消防事務委託を私が取り上げたかということ、合併5年前に、那珂川大橋の下で水難事故が多発しました。

私も駆けつけましたが、一命を取りとめられなかった。

こんな消防事務委託して、救急車頼んでおいて、来られない。

水戸市に行って、時間を、要するに受け時間から到着時間を調べたところ、当時28分でした。これはだめだと。

それで、当時岡田市長に、私がどうでしょうかという話の中で話したところ、まず首長のほう、また総務課と話し合ってみるという話がありました。

その後、加藤市長にかわったわけではありますが、当時、桂は約、私がスタート時は8,000万弱ぐらいで委託料。常北は当時1億2,000万弱ぐらいだと思います。三村さんは大体わかっていると思います。

そういう形の中で、約2億払っている中で、時間短縮ができない。

水戸市の消防というのは、救急車、要するに電話入れると、平均で到達時間が、当時5分ぐらいだった。全国でもトップレベルです。5本の指に入る。そういう状況でありまし

た。

そういった中で、新設が平成19年にできたわけであります。19年の事務委託の負担金額は3億2,443万7,000円でありました。当時、町の人口は2万2,500人。

今年の事務委託負担金は、昨年度よりもおよそ5.6%増になるという見込み、金額は3億8,453万2,000円との見込みであります。

人口減の城里町にとっては大きな負担だと思います。

ただ、やはり最近のデータを見ますと、最新情報であります、一昨年が、救急車は863回出動しています。逆ですね。昨年が863台、その前が833台。

やはり、出張所ができたばかりには、要するに5分の1ぐらいでした。そこを見ると、やはり命が助かるということで、お金にはかえられない面がありますが、やはりこの3,000人も減っている中で、金額の出し方が、基準財政需要額の60%ということで、プラスそれに人件費が入るわけであります。

一番人件費がかかっているわけですね。人件費が要するに1億6,300万弱かかっているという形です。

人口減も含めた中で、算出方法そして軽減策を講じていただけるよう、担当課には、また町長にはお骨折りをいただきたいと思ひます。

それと、水防についてお伺いをいたします。

城里町において特に水害の危険性がある地域は、阿波、上坪、下坪、上泉、そのほか面積的に小さいところもあると思ひます。

昨年の常総市の水害でもわかるように、雨台風、ゲリラ豪雨では近年被害が増加しております。

昨年9月10日の台風18号では、城里町始まって以来の、1時間に72ミリ弱の降水量を記録しました。

大惨事は紙一重だと私は思ひます。被害は、悪条件がそろえばいつでも起こると思ひのが肝要ではないでしょうか。

台風18号では、那珂川の源、那須塩原市では9月8日、9日、10日、3日間の降水量が655ミリを記録しました。

今年2月に、総務民生常任委員会では、こういったことも含めた中で現地を研修してまいりました。

一級河川那珂川には、江川と桂川に樋門がありますが、昨年の台風でもおわかりのように、この地域にとっては樋門の開閉と水害は時間との戦いです。

現況においては、樋門は役場が担当し、水防活動は地元消防団となりますが、水戸市への消防事務委託には水防は委託外であります。

今後の水防強化策と、毎年予算計上して思ひます、水害のときに役立つという形で船舶免許の取得者の数は何名いるのかお伺いをいたします。

続いて、災害協定についてをお伺いします。

この件について、平成24年6月議会で災害援助協定を質問した時に、協定を結んでいる事業所は24社でありました。現在被害協定を結んでいる事業者団体は何件あるのか。

また、311では、私も地震が起こって、その日の4時前にここに着いて、それから要するに5日間、朝8時前から夜中の12時過ぎまで災害本部に詰めた覚えがあります。

その中で私が感じたのは、やはり命ですから医療体制、そして水、そしてガソリン、石油、重油、そして炊き出しのお米であります。

町として、事業所との連携で、以上の重要なものの確保はできているのか。

また、協定事業所との、例えば万が一のことの補償について、どのような対処になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

議席番号12番杉山 清議員の質問に回答させていただきます。

まず、消防業務の事務委託についてでございますが、常備消防業務につきましては平成19年度より水戸市へ事務委託しており、地方交付税基準財政需要額の消防費の60%に城里出張所の人件費を加算した額を負担金として払ってきております。

しかしながら、地方交付税基準財政需要額の算定方法は、客観的な財政需要額を算定するものであり、また、事務委託後10年がたち、人口の変化があることなど、城里町と水戸市の実態を反映したものとは言いがたい状況にあり、負担金の計算方法の見直しについて水戸市へ申し入れを行ったところであります。

そこで、水戸市と何度か協議をし、最終的に明瞭でわかりやすく、実態に即した方法として、水戸市消防本部の常備消防費の決算額をもとに、均等割10%と人口割90%により案分した額とすることで、水戸市と調整がついたところであります。

この計算方法は、茨城県内の21消防本部、34市町で構成する茨城消防救急無線指令センター運営協議会の経費負担の計算方法と同様の計算方法でございます。

これによって、増加傾向にあった事務委託費は、今後はほぼ横ばい状態で推移することになる見込みであり、水戸市への消防事務委託費の増加につきまして、ある程度消防事務委託費を増加の傾向につきまして、ある程度の解決を見たというふうに考えているところでございます。

消防業務に関連しまして、水防について、それから災害協定については担当の総務課長より答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 12番杉山議員さんの質問にお答えいたします。

（２）の水防についてでございますが、近年、集中豪雨や台風などにより、全国各地で水害が増加傾向にあります。

本町におきましては、幸いにして今のところ大きな被害は発生しておりませんが、その備えの必要性は強く感じているところであります。

町では、消防団の協力により、水防活動を実施しております。具体的には河川の巡視、警戒、土のう積みなどがございます。

水難者の救助、捜索になると、水防活動ではなく消防活動となりますので、危険を伴うため、訓練等も必要となります。

特に、水害対策につきましては、事前準備と初期避難が重要と考えております。

そのため、本年度よりタイムラインを作成しまして、台風が接近する３日前より職員がとるべき行動を時系列で示し、事前準備がとれる体制づくりを行いました。

今年の台風時におきましては、防災行政無線、携帯電話エリアメール、ラジオなどを利用して防災情報等を発信し、初期避難に対する周知を行っております。

さらに、河川氾濫は上流部の情報収集が重要となりますので、現在、国土交通省が中心となりまして、「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」を設置し、国・県・流域市町村が合同で情報共有やハード面での対策について協議を進めているところであります。

それと、現在町で所有している消防団の船でございますが、２そうございまして、消防団員で船舶免許を取得している者は19名でございます。

毎年度、町の予算として、免許取得補助分1名分でございますが、計上して、退団する職員もおりますので、できるだけ免許取得者が減らないような形で、免許を取ってもらうというような方向で、今のところなっております。

次に、（３）の災害協定についてでございますが、町では平成28年11月末時点で、町内事業所との災害発生時の防災、復旧に係る協定を26、県内全市町村との災害時の相互応援に係る協定、広域消防関連の協定や、原子力災害関連の協定、その他物資、医療、通信等の関連協定をあわせて52締結しております。

相互に応援協定結んでいるわけなんですけど、災害時の補償についてでありますけれども、各協定の内容によりますが、基本的には相互の保険等において対応するものとなります。

それと、JAとの協定におきましてですが、米の提供による協定でございますけれども、協定につきましては、当時の茨城中央七会支店と締結しております。

物資の協定というようなことになっておりますが、米を白米、もみ、玄米どいういった形で提供してもらうかは、その都度の依頼ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

事務委託に関してですが、業務内容が、例えば茨城町、大洗、大子とは内容が違います。そういう形の中で、やはり金額が若干高くなるのは、ある程度やむを得ないかなという思いであります。

最近の金額、消防費の金額を見ますと、26年は城里町よりも大子あたりのほうが高いような状況でもあります。

内容が3交代で、やはり全国でもトップレベルの消防という形ですので、全体的にこのままだと2,000万ちょっと、それともう一つ聞きたいんですが、今年から茨城県の消防救急無線指令センター、これに対しては金額いくらぐらい納めているのかお聞きします。

それと水防ですが、昨年9月10日の台風18号に当たっては、私は9月8日未明から10日夜半までの降水量、これ私は黒磯観測所のデータをもとにして、夜夜中に1時ごろ出て、那珂川を見た時に、樋門からも桂川、江川に水が、要するに逆流しているのを見て、これは大変な状況だなと思ひまして、当時の仲田課長、総務課長に連絡して、早急に、当時要するに3時前にはもう全部水門を閉めていただきましたが、やはり、まずは時間なんですよ。どういうことがあっても時間。

だから、やはりやるかやらないか、そういう形なんですよ。それは待たなし、本当に。これはもう、要するに言葉じゃなくて行動に移すということが一番大事なことで、そういうことで参考にしていただければと思います。

それと、タイムラインもできました。そして、現場においては、私が思うのは、水防に当たる消防団に比べ、ライフジャケットがちょっと少ないと思うんですよ。ですから、その辺もちょっと考慮していただければと思うんです。

やはり危険性があるわけですので、やはり河川に近づく者にとっては、ライフジャケットをつけておく。これはもう当たり前のことですから、消防団員が殉職しちゃったんではどうにもならないですから。

それと、あと土のうの数。これもやはり考えていただきたいと思います。土のう袋は安いですから、日に当てなければ長くもちますので、そういうことをお願いしたいと思ひます。

それと、災害協定78件、随分増えたなと思ひています。

ただ、1つ、例えば先ほど課長のほうから米、もみの件もありましたが、311の時は、もみはあるけれども白米がないと、そういう形の中で、要するに米をつく機械はあるんだけれども、電気がないという形なんです。

ですから、そういうところもちょっと頭に置いて、電気と機械を一体にできるような発電機、そういうことも考えていただければいい形。

やはり、独居老人まで全部、要するに炊き出し出したわけですから、すごい数だと思ひます。

それと、水戸市あたりは井戸水、これを利用するために協定を結んでいますね。

やはり、地震だけ、原子力災害は2日過ぎてからですね。その前までは、井戸水は使えたんですよ。結構井戸水あります。

ですから、そういった井戸水、民間のところも、要するに協定を結んでいただけるなら使う、使用という形の中だけでもいいですから、ぜひともお考えをいただきたいと思います。

この件についてはお願いで、だめですね、一番初めの指令センターの件、よろしく願いします。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 12番杉山議員さんの質問にお答えいたします。

茨城県消防救急無線指令センターの運営協議会の負担金でございますが、平成28年度当初予算では641万円を計上いたしました。

その後、機械の整備等でありまして、最終的な金額はまだ来ておりませんが、若干これより下がるような、28年度の負担金の請求が来る予定でございます。

それと、ライフジャケットでございますが、今現在、船を持っている2そうの分団に20着ずつ用意はしてございます。

それと、あと、配るとすれば近くの分団、那珂川流域の、そういったものを今後考えていくべきかなと思います。

それと、土のうのほうは、1,000袋ほどは桂支所のほうに備蓄しておりますので、これは、あとは足りないようであれば、先ほどのタイムラインに沿った中で作成もできますので、作成していきたいと思います。

それと、米の問題と井戸水の協定の問題については、今後の検討とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

事務委託に関しては、そうすると、今年度見込み予算から見ると二千六、七百万ぐらい安くなるという形だと思います。わかりました。

ライフジャケット、土のうについてもよろしく願いします。

それでは、オリンピック、ホストタウン誘致についてお伺いをいたします。

県への要望と町の対応についてであります。

本年2月議会で質問をし、町長より特別交付税措置もあり、検討してまいるという答弁をいただいております。

第3次登録は11月に終了しました。本年6月までの県内自治体のホストタウン登録は、

笠間のタイ、そして常陸大宮のパラオ、そして坂東市のリトアニア、さらに境町のアルゼンチンがあります。

この間、2回の登録をしていますので、恐らく増えていると思います。

私も自治体の長、また議員と話した中で、この近くでは大子等も手を挙げたり、また桜川とか鹿嶋とか、そのほかにも出てくると思います。

今後、そういった形で多くの自治体が登録されると思われます。

私の年代であります、団塊世代が、私は中学3年の時に東京オリンピック、マラソンの予選大会をやって、聖火ランナーを決めるという時に、あと2人抜けば聖火ランナーになれたんですが、そういう悔しい思いをした、またそういったことが励みになって、いろいろな夢を抱いた経験もあります。

次の東京オリンピックでは、大会に出場する選手を町に迎えて、交流をしていただき、次世代を担う子供たちへのかけ橋、さらには夢と希望への誘致としていただけたらと思う次第です。

そこで、町長には経営の補助の問題等もあります。また、4次受付も含めた中で、町の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山 清議員からの質問に回答をさせていただきます。

2020年に東京で開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて、ホストタウンについての登録について、県と相談をしましたところ、茨城県としても全面的に応援してくださるといふ、力強い方針をお伝えいただいたところであります。

城里町の総合計画におきましても、国際交流が掲げられており、そういったことも推進していきたいというふうに思っております。

城里町は、国体に向けてボクシングの会場を整備しておりますので、ボクシングであれば、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプやホストタウンの登録についても可能性があるのではないかと考えております。

また、国としましては、余り遠いところではなく、アジアの小国等であれば城里町としても対応できるというふうに思いますので、日本ボクシング連盟あるいは常北高校ともしっかりと連携をとりながら、キャンプ地の誘致について取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

うちの町は、交流がものすごく、要するに県内でも閉鎖的というか、例えば外国人が来

るのも、茨城県44自治体で最下位です。

やはり、何かのきっかけがなければ、今、国際時代で、やはり外に目を向けなければ、経済も、全てのものにおいて、要するに円滑に回っていかない。

ところが、やはり、江戸時代の鎖国のような、小さい気持ちで、やはりよいことは回って、初めて善の循環になると私は思うんですよね。

自分の気持ちのことだけで考えるんじゃなくて、次の時代、例えばテレビでルーツというのがありましたね。やはり、自分の上の親たちのこともそうです。どういう人がいたんだろうと。やはり、どういう人間だったのと思う。これは、私は下の子供への教育でもあると、私は思う。

そういった点で、できるだけ、何かこう、子供たちに夢を与えたいなというのが、私の願いでもあります。

次の登録ぐらいでないと、内容を私見ると、ホストタウンの場合に、どうしても事前の交流が必要という形もありますので、タイムリミットはもうそんなに時間がないのかなと思います。

一応、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後になります、土地開発事業の適正化に関する条例について、今後の方向づけをお伺いをいたします。

昨年3月議会で、この条例の改正に対して否決の答えが出ました。

私は、やはりうちの町は、少子・高齢化、人口減少、それでさらに大事なものは企業誘致、そういった面に対して通っていただければなと思ったわけであります。

それを踏まえて、6月議会で町長に質問をしました。町長は、廃止または県へ審査をしていただくとの答弁でした。

その後、どのようになっているのか、廃止じゃなくて名案があるのか、妙案があるのか、またまた腹案があるのか、その他があるのか、もしくはアメリカのトランプ次期大統領じゃないけれども過激提案があるかもしれない。

でも、やはり、この町がよくならなければ、この条例はもともと、要するに乱開発の中でつくられた条例です。

その辺はやはり、全体で考えて、町がよくなることを目指していただきたいなと、私は思います。

答弁のほど、よろしくお願ひします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、12番杉山 清議員のご質問に回答させていただきます。

まず、城里町の子供の数の推移というのを、ちょっと述べたいと思います。

平成28年度に小学1年生が138名入学をしました。

来年度の小学1年生の入学見込みは、城里町全体で122名となっております、マイナス16名となっておりますが、この16名が、どこが減っているかということですが、何と石塚小学校区が16名減っている。

常北小、七会小、桂小、沢山小、全部足しても同じ数入学してくるのです。つまり、石塚小学校区の子供が急激に減ってきていると。

実は、ほかの小学校区も、横ばいしてるとかあるんですが、比較的安定してきていて、とにかく石塚小学校区の子供が急激に、今減り始めているということでございます。

本年度3クラスあったのが2クラスになりましたが、ぎりぎり2クラス、今年でしたが、来年度以降は余裕で2クラスぐらいの子供の数しか、石塚小学校に入ってこないというのが現状でございます。

城里町の人口減少をこれから引っ張っていくのは、石塚地区ということになってまいります。

なぜ、こんなに石塚地区で急激に減り始めているのかということですが、それは、昔は宅地開発が活発に行われておりまして、その宅地開発で家が建ち、そこで産んだ子供たちが、生まれた子供が石塚小学校へ入っていくということで、石塚地区の活力というのが保たれてきたわけですが、10年間、ほとんどまともな開発が行われてこなかったということで、10年前までに行われた開発地区内において、生まれた子供がそろそろもう、子供をつくっていた世帯が40代、20代、30代前半で入ってきた人たちが、10年たって40代になると、もう子供をつくらなくなってきましたから、そこでがくんときたというのが、城里町の現状であるというふうに認識をしております。

城里町全体で、やはり120人、130人ぐらいの子供がおりませんと、昨今から部活動の問題等が語られておりますが、常北中学校においても、部活動をフルセットで組むことが難しい時代が来ってしまうということは、本当に避けなければなりませんので、石塚地区における、石塚小学校学区における人口対策というのを、真剣に考えなければいけない、そういう局面に来ているのではないかというふうに思います。

さて、ここまでで、宅地開発を行っていくことの重要性を述べさせていただきましたが、客観的に今度は、ほかの町村と城里町がどれぐらい差があるかということをお述べたいと思います。

同じ東茨城郡に属する茨城町、大洗町におきまして、建築確認申請、新しい住宅の着工がどれぐらいあるかと言いますと、年間100件ぐらいの新築住宅が、茨城町、大洗町では行われています。

一方で、城里町は50件に満たない、新規の住宅着工が続いております。

これほど住宅の新築が行われない城里町でありますから、人口が減ってしまうというのも理解していただけたらと思います。

そういう意味で、住宅建設を町として応援していかなければならないというふうに思います。

一方で、開発を逃れて、砂利道沿いに家が建ったりした場合、後からどうしても舗装をやってほしいという話が必ず出てきまして、町としては、住民である以上、舗装を1カ所ずつやっていかなければいけないと思いますが、そうすると、後から舗装を入れるということになりますと、お金もかなりかかりますし、もし、きちんとした舗装道路沿いと砂利道沿いでは、どちらに人が住みたいかといえ、きちんとした舗装道路に沿ったところに家を建てて住みたいと思うのが、多くの人の願いであるというふうに思います。

そういった意味で、来年度に向けまして、優良な宅地開発、あるいは優良な宅地を購入し、そして家が建つということに対して、応援するような制度をつくっていききたいというふうに考えております。

具体的な制度設計はこれからですが、そういった制度をつくっていききたいとまいりますので、ご理解やご承認のほどお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

私は、今、地方都市ほとんどが、この少子化、そして高齢化、そして人口減少、そして要するに企業、商店街の活性化、これが要するに大変な状況になっていると思います。

ただ、水戸市の隣にあって、一時は常北時代には人口増茨城県一、そういう実績もあります。

やはり、この開発事業適正化条例、これは見直し、または要するに代替案の中で決めていっていただきたいと思います。

強く要望して、質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で12番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小林祥宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日8日から12日までは、議案調査及び議事整理のため休会とし、13日は午前10時に議場において開会し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、議員控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日は長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

これにて散会いたします。

午後 4時24分散会